

官報 号外 平成十七年六月十日

○第一百六十二回 衆議院会議録 第二十九号

平成十七年六月十日(金曜日)

議事日程 第二十六号

平成十七年六月十日

午後一時開議

第一 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

第十一 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

第十二 行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第十一 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

午後一時三分開議

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 森林組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 不正競争防止法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

内閣から、

情報公開・個人情報保護審査会委員

公正取引委員会委員

預金保険機構理事

中央更生保護審査会委員長

中央社会保険医療協議会委員

労働保険審査会委員

及び

土地鑑定委員会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院

の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

情報公開・個人情報保護審査会委員に鬼頭季郎君、北澤義博君、園マリ君及び藤原静雄君を、公正取引委員会委員に濱崎恭生君を、預金保険機構理事に波多野睦夫君を、

公害等調整委員会委員に杉野翔子君を、中央更生保護審査会委員長に松浦恂君を、

中央社会保険医療協議会委員に室谷千英君及び小林麻理君を、

労働保険審査会委員に中島美美子君を、土地鑑定委員会委員に亀本和彦君、緒方瑞穂君、白田佳子君、鎌田薰君、瀬古美喜君、中島康典君及び増田修造君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、いざれも同意を与えることに決まりました。

次に、
預金保険機構理事に田邊昌徳君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、
預金保険機構理事に廣瀬憲君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

次に、
公害等調整委員会委員に大坪正彦君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 日程第一、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一
部を改正する法律案及び同報告書

○議長(河野洋平君) 日程第二、公職選挙法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長遠藤武彦君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

○塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、一千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六

年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関し、責任限度額の引き上げ、旅客の人身損害に関する責任の制限の撤廃など所要の規定

○議長(河野洋平君) たゞいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、政治

〔遠藤武彦君登壇〕

○議長(河野洋平君) たゞいま議題となりました公職選

の整備をしようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、五月十七日本委員会に付託され、同日南野法務大臣から提案

理由の説明を聴取し、六月三日、七日質疑を行ふこと終局し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、長野県木曾郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行おうとするもので、当該編入合併に係る区域については、選挙区は従前の区域によるものとする公職選挙法の規定は適用しないことをすることにより、旧山口村の区域が属する選挙区を、小選挙区選出議員の選挙区については長野県第四区から岐阜県第五区へ、比例代表選出議員の選挙区については北陸信越選挙区から東海選挙区へ、それぞれ異動させ、合併後の県の区域に沿つたものとするものであります。

本案は、去る六月一日日本委員会に付託され、八日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔松下忠洋君登壇〕

○松下忠洋君 ただいま議題となりました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

官 報 (号 外)

本案は、経済社会の構造改革を推進することともに地域の活性化を図るため、監獄法等の特例として、行刑施設の警備等の事務の一部を民間事業者に委託できることとともに、行刑施設の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託できる措置、私立学校法の特例として、公私協力学校を設置するための資産要件の特例措置を追加しようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日村上国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月三日質疑に入り、八日には参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

日程第八 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第九 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十一 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○鴨下一郎君 ただいま議題となりました四法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、障害者の就業機会の拡大等を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、雇用されている精神障害者について、障害者雇用率制度上、身体障害者または知的障害者を雇い入れたものとみなすこと、

第二に、自宅等において就業する障害者に業務を発注した事業主に対して、特例的な調整金等を支給すること、

第三に、国及び地方公共団体は障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ障害者雇用促進施策を推進するよう努める旨の規定を整備すること等であります。

本案は、去る四月二十六日本委員会に付託され、二十七日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十一日から質疑に入り、十七日、十九日及び六月七日には参考人から意見を聴取り、八日には質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合より、在宅就業支援団体の登録を受けることができない法人の要件を追加する修正案が提出され

ました。

次いで、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案外二法案について申し上げます。

まず、社会保険労務士法の一部を改正する法律案は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るために付託され、参議院送付されました。

次に、社会保険労務士の行う紛争解決手続を拡大することとし、当該業務は、紛争解決手続代理業務試験に合格した特定社会保険労務士に限ります。

次に、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保険に関する法律案は、在外邦人及び在日外国人の年金制度等の二重

加入の防止等を図るため、フランス、ベルギーとの締結した社会保障協定の実施のために、

公的年金及び公的医療保険各法について、被保険者の資格に関する特例等を設けようとするものであります。

三法案は、参議院先議に係るもので、六月二日本委員会に付託となり、七日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、八日には質疑を行つた後、採決の結果、三法案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案及び同報告書

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

なお、社会保険労務士法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 四案を一括して採決いたしました。

日程第八の委員長の報告は修正、日程第九ないし日程第十一の三案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、四案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

本案は、去る六月六日本委員会に付託され、七日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨九日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

○議長(河野洋平君) 本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、去る八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

行政手続法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

出席國務大臣

総務大臣 麻生太郎君	厚生労働委員 厚生労働委員
法務大臣 南野知恵子君	上川陽子君 近藤基彦君
厚生労働大臣 尾辻秀久君	谷川弥一君 西銘恒三郎君
農林水産大臣 島村宣伸君	近藤基彦君 上川陽子君
○実川幸夫君 ただいま議題となりました行政手続法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。	西銘恒三郎君 谷川弥一君
(実川幸夫君登壇)	環境委員 辞任
高木美智代君	松本龍君
古屋範子君	城井崇君

第一百六十一回国会衆議院において採択された請願の処理経過

一、去る七日、總務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 田嶋要君 (理事松野頼久君去る七日理事辞任につきその補欠)	日理事辞任につきその補欠
理事 松崎公昭君 (理事大出彰君去る七日理事辞任につきその補欠)	理事長沢広明君 (理事樹屋敬悟君去る七日理事辞任につきその補欠)
出席副大臣	財務副大臣 田野瀬良太郎君
國務大臣 細田博之君	國務大臣 村上誠一郎君
國務大臣 伊藤達也君	國務大臣 中川昭一君
國務大臣 伊藤達也君	經濟産業大臣 中川昭一君
國務大臣 北側一雄君	國土交通大臣 北側一雄君

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

てこの責務を果たしていくか。

二 福岡高裁の決定について、新聞各紙は翌五月十七日の社説で一様に「高裁決定は事業是認ではない」(毎日新聞)、「やはり開門調査が要る」(朝日新聞)、「国は諫早湾で開門調査の責任を果たせ」(日本経済新聞)等と指摘している。政

府が本気で有明海異変の原因を究明するつもりがあるなら工事再開をすべきではなく、まず調

査をするべきである。工事を進めてしまえば以前の状態との開きも大きくなり、干拓事業が環境へ及ぼす影響を評価する見極めも困難になる。この点をどのように考えるか。

三 福岡高裁は、「諫早干拓工事と有明海の漁業環境の悪化との関連性については、定性的には否定できないが、定量的には明らかではない。(中略)漁業被害をもたらす可能性が考えられるというに止まる」として、工事が有明海の漁業環境悪化について責任がないと判断したわけではない。

この点を真摯にとらえるならば、工事を再開することは、環境影響評価法の趣旨に反することになるのではないかと考えるがどうか。

日本の環境行政はまだまだ貧弱であるとつと指摘されているが、こうした時期にこそ環境大臣が漁業環境保護の観点に立つて意見を述べるべきではないかと考えるがどうか。意見表明について何か法律上の不備があるか、あるのであれば、同法の改正を前向きに検討するべきであると考えるがどうか。

四 諫早湾干拓事業では地盤が軟泥のため多量の土壤改良剤が使用されている。その使用量を最近十年間について各年度毎に明らかにされた

い。また使用されている土壤改良剤の八十%以上が生石灰との分析結果があるが、これはその通りであるか、そうでない場合は土壤改良剤に占める生石灰の割合を明らかにされたい。

五 土壤改良剤以外にも工事にはセメントが用いられているが、その使用量を最近十年間について各年度毎に明らかにされたい。また使用されているセメントの六十%以上が石灰との分析結果があるが、これはその通りであるか、そうでない場合はセメントに占める石灰の割合を明らかにされたい。

六 石灰は水中に入るとアルカリ性が強くなり、ノリの生育にとつては非常に有害であると考えられているが、その通りと理解しているか。

七 政府はどの程度の石灰が有明海に流れ出しているか、またそれがどのようにノリに悪影響を与えていたかについての調査研究は行っている

か、またどの程度の悪影響があるかについては把握されているか。すでに有明海の海水中から石灰が検出されているが、こうした事実は把握しているか。

八 近時、有明海では謎の浮遊物と称される浮遊粘着物が多数出現しているが、浮遊粘着物の特

定、発生原因、ノリ養殖をはじめとする漁業への影響の程度について調査を行っているか。浮遊粘着物を構成する藍藻類は石灰水によつて繁殖が助長されるとされているが、これを確認しているか。

九 石灰は水中に懸濁する浮泥やプランクトン等を凝縮する作用が強く、フロック(懸濁物質)の形成が増大し沈澱してヘドロとなり、その粘着物は浮遊粘着物となることが指摘されて

いるが、その通りと理解しているか。

十 さらに、石灰は前記のような水質変化をもたらすためノリの細胞分裂に異常を来す。即ち、分裂方向の乱れ、大きさ及び形態に不揃いがみられ、代謝機能が阻害されて栄養吸収が妨げられ、色落ちすると指摘されているが、その通りと理解しているか。また、細胞が多層化して細菌の絶好の温床となつて発病や蔓延をみたり、ノリ以外にワカツメや昆布等にも異常を来して品質が大幅に低下すると指摘されているが、その通りと理解しているか。

十一 政府はこうした浮遊粘着物に対する対策をどのように考えているか。すでに対策を講じたのであれば、発生原因対策と除去対策はどういう実施され、どのような成果をあげているか明らかにされたい。

右質問する。

十二 政府はこうした浮遊粘着物に対する対策をどのように考えているか。すでに対策を講じたのであれば、発生原因対策と除去対策はどういう実施され、どのような成果をあげているか明らかにされたい。

二について

一について述べたとおり、有明海の漁業環境の変化の原因究明については既に調査を実施しているところであり、また、本事業については潮受堤防の設置や干陸は既に終了し、内部堤防の設置、農地造成等の工事のみが残されている状況にあることから、本事業に係る残りの工事を進めて、本事業が環境へ及ぼす影響を評価することが困難となるとは考えていい。

三について

本事業に関する平成十七年五月十六日の福岡高等裁判所の決定では、本事業の工事を続行してはならないとの申立てを却下するとの判断が示されたことから、本事業に係る工事を進めているところである。

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)

は、事業を実施しようとする者が事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うこと等により環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するものであるが、同法施行時に既

り、さらに平成十六年度からは、有明海の再生のための新たな取組として、有明海の環境変化の仕組みの更なる解明のための調査等を実施してきているところである。これらの調査を通じ、今後とも有明海の漁業環境の変化の原因究明に努めてまいりたい。

なお、本事業に係る中・長期開門調査については、調査を実施することにより漁業環境に影響を及ぼす可能性がある一方、調査によって得られる成果は必ずしも明らかではないことから、実施しないこととしている。

内閣質一六二第六七号

平成十七年六月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員松野信夫君提出諫早湾干拓事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員松野信夫君提出諫早湾干拓事業に関する質問に対する答弁書

について

一について

国営諫早湾土地改良事業(以下「本事業」といふ。)と有明海の環境変化の関係を明らかにするため、これまでにも短期開門調査を含む開門総合調査等の様々な調査を行ってきたところであ

に着工されていた本事業は、同法の対象とはなっていない。なお、本事業の環境影響評価について、「長崎県環境影響評価事務指導要綱」(昭和五十五年七月一日付け長崎県副知事通知)に基づき、農林水産省九州農政局が必要な調査・評価を実施し、長崎県による関係住民への公告・縦覧、関係住民の意見の聴取等の手続が実施されている。

環境省は、本事業に関し、公有水面埋立法

(大正十年法律第五十七号)に基づく調整池の水質保全や鳥類の生息環境の保全等に関する意見など、環境保全の見地から意見を述べてきたところであり、現在進められている有明海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るための総合的な調査等を踏まえ、今後とも必要に応じ環境の保全上の観点から助言を行つてまいりたい。

四について
御指摘の土壤改良剤とは地盤改良材を指すものであると考るが、本事業では、地盤改良材として、生石灰及びセメント系固化材(セメント系固化材にセメントを混合したもの)を使用している。本事業で使用した地盤改良材の最近十年間の使用量及び地盤改良材に占める生石灰の割合については、「これらを集計したデータが存在しないため、お答えすることは困難である。

五について

本事業で使用したセメントの最近十年間の使用量及びセメントに占める石灰の割合について

は、これらを集計したデータが存在しないため、お答えすることは困難である。

六及び七について

石灰が海水に入った場合に当該水域における

ノリの生育にどのような影響が生じるかは明らかでないが、本事業においては、石灰を使用する工事を施工するに当たっては、水中におけるアルカリ性の度合を示す水素イオン濃度の監視に加え、周辺への生石灰の飛散を防止するための施工条件を設定するとともに、必要に応じ、工事に伴う排水を処理する等の対策を講じていることから、本事業における石灰の使用が有明海の水質及びノリ養殖に影響を与えることはないと考えている。

有明海の海水中から石灰が検出されているとの御指摘については、そのような事実は把握していない。

八から十一までについて
有明海で発生した粘質状浮遊物については、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所、福岡県水産海洋技術センター、佐賀県有明水産振興センター、長崎県総合水産試験場及び熊本県水産研究センターが調査を行い、平成十五年七月二十二日に、「粘質状浮遊物は、介類や底生生物の生殖活動等に伴つて海水中に放出された粘質物が、変質しながら海底上や海水中を浮遊する間に、底泥や動・植物プランクトン等が付着したものと考えられた」という取りまとめを行つたところであるが、粘質物を放出した種や発生原因の特定には至らなかつたことから、引き続き調査研究を行つてゐるところ

である。また、粘質状浮遊物の発生がノリ養殖を始めとする漁業に与える影響については、その程度に応じ必要な情報の収集に努めてまいりたい。

御指摘の「藍藻類は石灰水によつて繁殖が助長される」か、「石灰は水中に懸濁する浮泥やプランクトン等を凝縮する作用が強く、フロック(懸濁物質)の形成が増大し沈殿してヘドロとなり、その粘着物は浮遊粘着物となる」か、「石灰は・・・水質変化をもたらすためノリの細胞分裂に異常を来す」か、「細胞が多層化して細菌の絶好の温床となつて発病や蔓延をみたり、ノリ以外にワカメや昆布等にも異常を来して品質が大幅に低下する」かについては、いずれも確認していない。

平成十七年五月三十日提出
質問第六九号

内閣衆質一六二第六九号
内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野洋平殿
衆議院議員岩國哲人君提出米軍の各国への駐留に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

内閣衆質一六二第六九号
平成十七年六月七日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議員岩國哲人君提出米軍の各国への駐留に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十七年五月三十日提出
質問第六九号

米軍の各国への駐留に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

一及び二について
政府としては、アメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という。)の各国への駐留を含めた運用に係る事項について、その詳細を承知する立場にはないが、アメリカ合衆国国防省が公表している平成十六年十二月末現在の「地域及び国別の米軍現役兵力数」についての資料によれば、例えば、韓国に所在する米軍現役兵力数は三万六千五百人であり、その内訳は、陸軍二万六千三百九人、海軍三百四十人、海兵隊三百八十五人及び空軍九千十六人となっている。また、ドイツに所在する米軍現役兵力数は七万四千七百四十五人であり、その内訳は、陸軍五万八千七十五人、海軍二百六十六人、海兵隊二百五十八人及

二 米軍が駐留している国の中で、駐留経費を負担している国はあるか。あるならば、その負担額はいくらか。

三 他国の例を踏まえて、政府としてはわが国の米軍駐留費負担は増加すべきと考えるか、削減すべきと考えるか。

右質問する。

び空軍一万六千百四十六人となつてゐる。韓国やドイツは、米軍駐留経費の一部を負担していると承知しているが、米軍駐留経費の算定基準は各国ごとに一様ではないので、相互に比較できないような共通の算定基準に基づいて、具体的な額について述べることは困難である。

三について

一般に、各國が負担している米軍駐留経費は、当該国を取り巻く安全保険環境等の種々の要因を総合的に勘案して負担されているものであり、当該経費の単純な比較及び評価は、困難である。いずれにせよ、在日米軍駐留経費負担の問題を考える際には、これがアジア太平洋地域に依然として不確実で不安定な状況がある中で、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保することに大いに役立つてゐるといふことを十分に考慮する必要があると考えてゐる。今後とも、厳しい財政事情にも十分配慮しつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のため、在日米軍駐留経費負担につき適切に対応していく考えである。

平成十七年五月三十日提出
質問 第七〇号

喫煙あるいは飲酒が國家財政に与える影響に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

喫煙あるいは飲酒が國家財政に与える影響に関する質問主意書

昨今、アメリカ及びヨーロッパを中心に公共の場での禁煙実施が加速し、日本でも同様の動きが

進み、大きな社会的関心事となつてゐる。また、酒は百葉の長ともいわれ、日本でも古来より嗜まれてきたが、同時に過度のアルコール摂取によるアルコール依存症などの問題も引き起こしてきました。そのような情況を踏まえて次の事項について質問する。

一 喫煙者と非喫煙者では男女別で平均寿命、健康寿命にどれだけの違いがあるか。

二 飲酒者と非飲酒者では男女別で平均寿命、健康寿命にどれだけの違いがあるか。

三 たばこ類の販売による税収はいくらか。また、喫煙による健康被害が、健康保険財政、年金財政のそれぞれにどれだけの影響を与えているか。

四 酒類の販売による税収はいくらか。また、飲酒による健康被害が、健康保険財政、年金財政のそれぞれにどれだけの影響を与えているか。

五 以上を踏まえて、二〇〇二年二月二十一日の衆議院予算委員会で当時の坂口厚生労働大臣、塩川財務大臣に対する質問とその答弁を踏まえ、現在までに政府としてどのような試算を行つたか明らかにされたい。またそのうえで、国家財政に貢献したいと願う国民は、喫煙すべきか、禁煙すべきか、また、飲酒すべきか、禁酒すべきか、政府の見解はいかがか。

右質問する。

一方、喫煙による健康被害の健康保険財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

一方、喫煙による健康被害の健康保険財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

一方、喫煙による健康被害の健康保険財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

一方、喫煙による健康被害の健康保険財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

衆議院議員岩國哲人君提出喫煙あるいは飲酒が国家財政に与える影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出喫煙あるいは飲酒が国家財政に与える影響に関する質問に対する答弁書

一及び二について

喫煙者と非喫煙者及び飲酒者と非飲酒者の男女別の平均寿命及び健康寿命の違いについては、喫煙及び飲酒の影響による死亡率の変化等試算に必要な基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

三について

たばこ類の販売による税収については、国及び地方のたばこ税(たばこ特別税を含む)として、平成十七年度予算及び平成十七年度地方財政計画において二兆千八百四億円を見込んでいた。一方、飲酒による健康被害の健康保険財政及び年金財政への影響については、飲酒の影響による疾病のリスク及び死亡率の変化等試算に必要な基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

四について

酒類の販売による税収については、酒税として、平成十七年度予算において一兆六千二百五十億円を見込んでいる。

下、喫煙により増加する医療費が、平成十一年度において年間一兆三千億円に上るとの試算も行われている。

五について

一方、喫煙による税収については、酒税として、平成十七年度予算において一兆六千二百五十億円を見込んでいる。

一方、飲酒による健康被害の健康保険財政及び年金財政への影響については、飲酒の影響による疾病のリスク及び死亡率の変化等試算に必要な基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

六について

一方、喫煙及び飲酒による健康保険財政や年金財政に対する影響については、三について及び四についてで述べたとおり、政府として現時点で試算を行うことはなお困難な状況であるが、厚生労働省は、平成十三年度の厚生科学研究費補助金により、三についてで述べた「たばこ税増税の効果・影響等に関する調査研究」に対しても補助を行つたところである。

一方、喫煙及び飲酒による国家財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難であるが、いずれにしても、国民の健康づくりの観点から、喫煙については、喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及や禁煙支援プログラムの普及等に取り組むとともに、飲酒については、節度ある適度な飲酒について知識の普及等に取り組んでまいりたい。

一方、喫煙及び飲酒による国家財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

一方、喫煙及び飲酒による国家財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

一方、喫煙及び飲酒による国家財政への影響については、喫煙の影響による疾病のリスク、医療費の増加額等に関して確立した見はないため、また、年金財政に対する喫煙の影響については、喫煙の影響による死亡率の変化等試算に必要となる基礎的な数値の資料がないため、現時点でお答えすることは困難である。

(号) 外 報

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の

一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月十三日

参議院議長 河野 洋平殿

衆議院議長 河野 洋平殿

千景

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の
一部を改正する法律

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改定する。

第二条第一項第五号中「第六号の二」に規定する債権以外のもの」を削り、同項第六号中「及び次号に規定する債権」を削り、同項第六号の二中「制限債権のうち」を削る。

第三条第四項中「本邦の各港間のみを航海する日本船舶」を削り、「運送されるため該船舶上にある者の生命又は身体が害されることによる損害に基づく」を「旅客の損害に関する」に改める。

第四条の二を削る。

第六条第一項中「旅客の損害に関する債権についての責任の制限以外の」を削り、同条第五項を削る。

第七条第一項第一号ただし書中「五万六千倍」を「三十三万六千倍」に改め、同号イ中「五百トン」を「二千トン」に、「十六万七千倍」を「百万倍」に改め、同号ロ中「五百トン」を「二千トン」に、「百六十七倍」を「四百倍」に、「百二十五倍」を「三百倍」に、「八十三倍」を「二百倍」に改め、同項第二号イ

中「五百トン」を「二千トン」に、「五十万倍」を「三百万倍」に改め、同号ロ中「五百トン」を「二千トン」に、「三千トンまで」を「三万トンまで」に、「六百六十七倍」を「三千トンを超える三万トンまでの部 分については一トンにつき一単位の五百倍」を「一千二百倍」に、「三百七十五倍」を「九百倍」に、「二百五十倍」を「六百倍」に改め、同条第三項第一号中

「三十三万四千倍」を「百万倍」に改め、同項第二号中「百十六万七千倍」を「三百万倍」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第九条第一号中「若しくは第五項」を削り、同条第二号中「若しくは第五項」及び「旅客の損害に関する債権以外の制限債権についての責任制限手続」にあつては旅客の損害に関する債権を、旅客の損害に関する債権についての責任制限手続を削る。

第十八条中「第三項又は第五項」を「又は第三項」に改める。

第九十六条第一項中「(以下「海事債権責任制限条約」という。)」を「改正する千九百九十六年の議定書(以下「議定書」という。)」の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 人又は物の損害に関する債権についての責任の制限の場合における責任限度額を概ね二倍から三倍に引き上げるものとすること。

2 旅客の損害に関する債権についての責任の制限を撤廃するものとすること。

3 この法律は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行するものとすること。

第九十九条第一項及び第一百条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第一百一条第一項中「十万円」を「五十万円」に改め。

る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、千九百七十六年の海事債権につ

いての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

平成十七年六月八日 法務委員長 塩崎 恭久
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十七年二月二十五日 国会に提出する。

公職選挙法の一部を改正する法律案

平成十七年六月八日 内閣総理大臣 小泉純一郎

公職選挙法の一部を改正する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書(以下「議定書」という。)の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

附則に次の一項を加える。

附則に次の一項を加える。

9 別表第一中長野県木曽郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表第二中長野県及び岐阜県の区域(地方自治法第七条第三項の規定により長野県木曾郡山口村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更をする総務大臣の処分に係るものに限る。)については、第十三条第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

（附則）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

（附則）

1 この法律は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する法律案及び同報告書

理由

長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区及び衆議院(比例代表選出)議員の選挙区の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 衆議院議員の選挙区

地方自治法第七条第三項の規定により長野県木曽郡山口村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する処分に係る別表第一中長野県木曽郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表第二中長野県及び岐阜県の区域については、第十三条第三項本文及び第五項の規定は、適用しないものとすること。

2 施行日等

① この法律は、公布の日から施行するものとすること。
② この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選舉について適用するものとすること。

2 議案の可決理由

本案は、長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県

中津川市に編入されたことに伴い、衆議院議員の選挙区の改正を行おうとするもので、その措

置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十七年六月八日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に關する特別委員長 遠藤 武彦

衆議院議長 河野 洋平殿

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年二月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の一部

を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第三十八条」に、「第四

章 雜則(第三十条—第三十二条)を「第四章 雜

則(第三十九条—第四十四条)」に改める。

第一項中「山村・漁村滞在型余暇活動」の下に「(以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。)」を加え、「であつて、農林漁業者又はその組織する団体が行うもの」を削る。

第十六条から第二十三条までを次のように改め

る。

(農林漁業体験民宿業者の登録)

第十六条 農林漁業体験民宿業を営む者(以下「農林漁業体験民宿業者」という。)は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に従つて営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八條から第二十条までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

前項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる事項について、農林漁業体験民宿業の健全な発達を図るために必要なものとして定めるものとする。

第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

法人であつて、その業務を行つ役員のうち前に前号のいずれかに該当する者があるもの

(登録実施機関の登録の基準)

二十一条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者(以下この項目において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録実施機関の登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であつて、農山漁村

滞在型余暇活動の運営に関する企画若しく

は、同項の規定による農林漁業体験民宿業者の登録の実施に関する事務(以下「登録実施事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。(欠格条項)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録実施機関の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

なった日から二年を経過しない者

二 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行つ役員のうち前に前号のいずれかに該当する者があるもの

(登録実施機関の登録の基準)

二十一条 農林水産大臣は、第十八条の規定により登録実施機関の登録を申請した者(以下この項目において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録実施機関の登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧

大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基

づく大学を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しく

は援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

□ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ハ イ及び口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、農林漁業体験民宿業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、農林漁業体験民宿業者がその親会社(商法(明治三十一年法律第十四十八号)第一百十一条ノ二第一項の親会社をいう)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める農林漁業体験民宿業者の役員又は職員(過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表

は援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

□ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ハ イ及び口に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、農林漁業体験民宿業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、農林漁業体験民宿業者がその親会社(商法(明治三十一年法律第十四十八号)第一百十一条ノ二第一項の親会社をいう)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める農林漁業体験民宿業者の役員又は職員(過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表

権を有する役員)が、農林漁業体験民宿業者の役員又は職員(過去二年間に当該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録実施機関の登録の年月日及び登録番号

二 登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行つ事務所の所在地

(登録実施機関の登録の更新)

第二十一条 登録実施機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第二十二条 登録実施機関は、前項の登録実施機関の更新について準用する。

第三十三条 都道府県知事は、前条各号に掲げる業務の運営に関し改善が必要であると認めるとときは、農林漁業体験民宿業団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施の義務)

第三十四条 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業団体が次に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令)

第三十五条 都道府県知事は、農林漁業体験民宿業団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により農林漁業体験民宿業団体の指定を受けたとき。

(事務所の変更の届出)

第二十三条 登録実施機関は、登録実施事務を行つ事務所の所在地を変更しようとするときは、

変更しようとする日の二週間前までに、その旨

2 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

を農林水産大臣に届け出なければならない。

第三十二条を削り、第三十一条を第四十条とし、第三十条を第三十九条とする。

第三章中第二十九条を第三十八条とする。

第二十八条中「第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し」を「第二十九条又は第三十五条の規定による処分」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十七条第一項中「全国協会」を「登録実施機関」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十六条を削り、第二十五条を第三十三条规定し、同条の次に二条を加える。

(農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令)

第三十六条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録実施事務の休廃止)

第二十五条 登録実施機関は、登録実施事務の全

部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録実施事務規程)

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」といふ。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 農林漁業体験民宿業者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、

第二号又は第四号の請求をするには、登録実

する規程(次項において「登録実施事務規程」という。)を定め、登録実施事務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録実施事務規程には、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

第三十二条を削り、第三十一条を第四十条とし、第三十条を第三十九条とする。

第三章中第二十九条を第三十八条とする。

第二十八条中「第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消し」を「第二十九条又は第三十五条の規定による処分」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十七条第一項中「全国協会」を「登録実施機

関」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十六条を削り、第二十五条を第三十三条规定し、同条の次に二条を加える。

(農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令)

第三十六条 登録実施機関は、登録実施事務の全

部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(登録実施事務規程)

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」といふ。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 農林漁業体験民宿業者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、

第二号又は第四号の請求をするには、登録実

機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求。

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十七条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十条第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関に対する改善命令)

第二十八条 農林水産大臣は、登録実施機関が第二十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、登録実施事務を行なうべきことと又は農林漁業体験民宿業者の登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関の登録の取消し等)

第二十九条 農林水産大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第二十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 不正の手段により登録実施機関の登録又はその更新を受けたとき。

五 前二条の規定による命令に違反したとき。

(帳簿の記載等)

第三十条 登録実施機関は、農林水産省令で定めることにより、帳簿を備え、登録実施事務に關し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第三十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録実施機関の登録をしたとき。

二 第二十三条又は第二十五条の規定による届出があつたとき。

三 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四章の次に次の一章を加える。

(第五章 罰則)

第四十一条 第二十九条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一

一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

二 第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二十三条第一項の登録を受けている者は、新法第十六条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けているものとみなす。

第六条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の三の次に次のように加え

(以下「新法」という。)第十八条に規定する登録実施機関の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十四条第一項の規定による登録実施事務規程の届出についても、同様とする。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(以下「旧法」という。)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第

一項の指定を受けている者が行なうべきこの法律の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の農林水産大臣に対する提出については、なお従前の例による。

(全国協会の事業報告書等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第

一項の指定を受けている者が行なうべきこの法律の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の農林水産大臣に対する提出については、なお従前の例による。

(附則第一項の施行期日)

第六条 附則第一条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の三の次に次のように加え

三十の四 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録

(一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第十六条第一項(農林漁業体験民宿業者の登録)の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数 登録件数 登録件数	一件につき一 万五千円 万円
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第十六条第一項の登録実施機関に係る登録(更新の登録を除く。)		

理由

公益法人に係る改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録の事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度へと改める等所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(案内閣提出)に関する報告書

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録実施機関等について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 農林漁業体験民宿業者の範囲の見直し
- 登録制度の対象となる農林漁業体験民宿業の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体以外の者が、農林漁業体験活動に必要な

議案の目的及び要旨

本件は、公益法人に係る改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録実施機関等について所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 農林漁業体験民宿業者の範囲の見直し
- 登録制度の対象となる農林漁業体験民宿業の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体以外の者が、農林漁業体験活動に必要な

平成十七年六月八日

農林水産委員長 山岡 賢次

衆議院議長 河野 洋平殿

千景

号を加える。

第一項に掲げる事業

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行うもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係るもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係るもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。))

森林組合法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月六日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

千景

森林組合法の一部を改正する法律

森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第二項第五号中「共同利用に関する施設」を

「共同利用施設の設置」に改め、同項第六号及び第八号中「施設」を「事業」に改め、同号の次に次の二号を加える。

農林漁業体験民宿業者の登録実施機関についての指定法人制度から登録制度への移行登録実施機関の登録を申請した者が登録基準に適合しているときは、農林水産大臣は、登録をしなければならないものとすること。

八の二 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業

第九条第二項第九号及び第十一号から第十三号までの規定中「施設」を「事業」に改め、同条第八項中「組合は」の下に「第四項の規定によるほか」を加え、「林道以外の施設」第十項の規定によるものを除く。」を「その事業」に改め、同項ただし書中「この条」を「この項」に改め、「その事業の分量の額」の下に「政令で定める事業については、政令で定める額」を加え、同条第九項を削り、同条第十項中「組合は」の下に「前項の規定にかかるわざ」を加え、「同項」を「次」に改め、同項に次の各

施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、公益法人に係る改革を推進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

二 第二項第三号及び第十号に掲げる事業であつて、第一項第二号に掲げる事業と併せ行うもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係るもの(第二項第三号に掲げる事業にあつては、木材の運搬、加工、保管又は販売に係る部分に限る。))

三 第九条第十項を同条第九項とする。

四 第二十六条第一項中「組合員」の下に「(次条第一項第五号の規定による組合員を除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「出資組合」を「事業を行うことについての同意を当該電磁的方法により得た出資組合」に改める。

五 前各号に掲げる者のか、組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でその組合の事業を利用する

ことを相当とするもの

六 第三十二条第一項ただし書中「又は第四号」を「から第五号まで」に改める。

七 第三十四条及び第三十七条第二項第一号中「施設」を「事業」に改める。

八 第五十一条第四項中「いう」の下に「次条において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。(事業別損益を明らかにした書面の作成等)

九 第五十五条の二 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、これを通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

五百十一条に次の二項を加える。

行政府は、前各項の規定により組合（生産森林組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、その組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。

前条第四項の規定は、前項の規定による子会社等の検査について準用する。

五百二十二条第一項を次のように改める。

五百二十二条第一項を次のように改める。

五百二十二条第五項（五百九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五百十条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は五百十二条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五百二十二条第一項中「五百九条」の下に「第五十二条及び」を加え、「これを二十万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「故なく」を「正当な理由なく」に、「窃用した」を「盗用した」に、「これを二十万円」を「五十万円」に改める。

第百二十二条第二項中「第五十七条」の下に「第五十九条」を削る。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（事業別損益を明らかにした書面等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の森林組合法（以下「新法」という。）第五十条の二（新法第一百九条第二項において準用する場合を含む。以下同様）の規定は、施行日以後に議決される解散若しくは合併又は権利義務の承継について適用し、施行日前に議決された解散若しくは合併又は権利義務の承継については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置

第四項（これらの規定を五百八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定又は「に改め、同項第十六号を削り、同項第十五号を同項第十六号とし、同項第十四号中「（五百九条第三項）を（同項）に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号の三」の次に次の二号を加える。

第六十一條第四項（五百条第二項及び五百九条第三項において準用する場合を含む。）、第八十三条第五項（五百条第四項において準用する場合を含む。）又は五百八条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三の二 第六十五条の二第一項（五百八条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

十三の二 第六十五条の二第一項（五百八条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第百二十二条第二項中「第五十七条」の下に「第五十九条」を削る。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（事業別損益を明らかにした書面等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の森林組合法（以下「新法」という。）第五十条の二（新法第一百九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に議決される解散若しくは合併又は権利義務の承継について適用し、施行日前に議決された解散若しくは合併又は権利義務の承継については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置

は、政令で定める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

（定款の変更に関する経過措置）

（この法律の施行前に新法第六十一条第二項（新法第一百条第二項及び五百九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更について行われたこの法律による改正前の森林組合法第六十一条第二項（同法第一百条第一項及び五百九条第三項において準用する場合を含む。）の認可の申請は、新法第六十一条第四項（新法第一百条第二項及び五百九条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしたとき。

二 この法律の施行前に行われた前項に規定する定款の変更（同項に規定する申請が行われたものを除く。）は、新法第六十一条第四項の規定の適用については、施行日に行われたもののみなす。

（総代会において議決された解散等に関する経過措置）

二 森林組合及び森林組合連合会は、組合員が森林所有者である森林の教育機能の増進に関する事業を行うことができるものとすること。

（森林組合等の員外利用制限に関する規定の整備）

二 森林組合等の員外利用制限に関する規定の整備

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合及び森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させことができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

（森林組合連合会は、政令で定める事業について政令で定める限度まで組合員等以外の者に利用させることができるものとすること。

3 準組合員資格者の拡大

森林組合の事業を継続的に利用する木材製造業者等に準組合員資格を付与すること。

4 事業別損益の組合員等への開示

森林組合及び森林組合連合会の理事は、事業年度ごとに、事業別損益を明らかにした書面等を作成し、これを通常総会に提出しなければならないものとすること。

5 合併等の議決手続の改善

総代会において、森林組合の解散又は合併の議決があつたときは、組合員の投票は不要とし、理事は、正組合員に当該議決の内容を通知しなければならないものとすること。

6 行政検査の充実

行政庁は、森林組合等の子会社等に対し、報告等の提出を求めるとともに、子会社等の業務又は会計の状況を検査することができるものとすること。

7 施行期日

この法律は、公布の日から一月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が國の森林整備の中核的な担い手である森林組合の機能の充実と組織基盤の強化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十七年六月九日

農林水産委員長 山岡 賢次

衆議院議長 河野 洋平殿

種苗法の一部を改正する法律案	
右の内閣提出案は本院において可決した。	よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十七年四月十三日	参議院議長 扇 千景
衆議院議長 河野 洋平殿	
種苗法の一部を改正する法律案	
種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のようにより改正する。	第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項に次の一号を加える。
第三条 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為(育成者権者又は専用利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかつた場合に限る。)の二項を加える。	第三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
(加工品に関する経過措置)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
第二条 この法律の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこの法律による改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する加工品については、育成者権の効力は及ばないものとする。	第二条 この法律の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこの法律による改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する加工品については、育成者権の効力は及ばないものとする。
第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後に品種登録を受ける品種に係る育成者権について適用し、この法律の施行前に品種登録を受けた品種に係る育成者権については、な	第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後に品種登録を受ける品種に係る育成者権について適用し、この法律の施行前に品種登録を受けた品種に係る育成者権については、な
二 議案の可決理由	二 議案の可決理由
本案は、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国	本案は、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国

種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書	
た収穫物及びその収穫物に係る加工品に改め、同条第四項中「又は収穫物」を「収穫物又は加工品」に改める。	本案は、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国
第五十六条を次のように改める。	の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国
第五十六条 育成者権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。	の方向性にかんがみ、育成者権の保護の強化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
第五十七条 加工品への育成者権の効力の拡大	1 加工品への育成者権の効力の拡大
種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次の二	種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次の二
二	二
議案の可決理由	議案の目的及び要旨
本案は、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国	の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国
の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国	の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国

種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書	
た収穫物及びその収穫物に係る加工品に改め、同条第四項中「又は収穫物」を「収穫物又は加工品」に改める。	本案は、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国
第五十六条を次のように改める。	の方向性にかんがみ、育成者権の保護の強化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
第五十七条 加工品への育成者権の効力の拡大	1 加工品への育成者権の効力の拡大
種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次の二	種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次の二
二	二
議案の可決理由	議案の目的及び要旨
本案は、最近における植物の新品種の育成者の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国	の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国
の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国	の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国
の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国	の権利をめぐる状況及び我が国の知的財産立国

の方向性にかんがみ、育成者権の保護の強化を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十七年六月九日

農林水産委員長 山岡 賢次
衆議院議長 河野 洋平殿

不正競争防止法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十七年二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

不正競争防止法等の一部を改正する法律案
(不正競争防止法の一部改正)
第一条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第三号中「最初に販売された日から起算して三年を経過したもの(除く。)」を削り、「他人の商品と同種の商品(同種の商品がない場合には、当該他の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品)が通常有する」を「商品の機能を確保するために不可欠な」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条中第八項を第十項とし、第四項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従つた使用に際して知覚に

よつて認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。

5 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

第六条たゞ書中「第八条」を「第五十条」に改める。

第十五条第一項各号を次のように改める。

一 前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号 三億円以下の罰金刑

二 前条第一項第四号、第五号、第九号又は第第十号 一億五千万円以下の罰金刑

三 前条第二項 一億円以下の罰金刑

第十五条第二項中「前条第一項第六号の二」の罪に係る同条第二項を「前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条第一項中「三年」を「五年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同項第七号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

第十五条第一項中「五年」を「七年」に、「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同項第七号に係る部分を除く。及び第二十二条を第二十一条(第一項第十一号に係る部分を除く。)及び第二十三条に改め、同項第五号を次のように改める。

二 他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第二条第一項第二号に掲げる不正競争を行つた者

第十四条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第九条、第十条又は第十一条第一項を第七号中「第九条、第十条又は第十一条第一項を第十六条、第十七条又は第十八条第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号の二七号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十四条第一項中「第一項」を「第一項第七号(第十一条第一項)を第一項第十一号(第十八条第一項)に改め、同項を同条第二項中「前項第三号から第六項とし、同条第二項中「前項第三号から第六号の二まで」を「第一項第四号から第十号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国

開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、そにも適用する。

5 第一項第十号の罪は、日本国外において同の営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第六号に掲げる者を除く。)

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

第十四条第一項の次に次の二項を加える。

2 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行つた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四条第二項を第二十一条とし、第十三条を第二十二条とする。

第十二条第一項中「第八条」を「第五十条」に、二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項第七号を「第二十二条(第一項第十一号に係る部分を除く。)及び第二十三条に改め、同項第五号を次のように改める。

5 第二条第一項第三号に掲げる不正競争のいざれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第一項第十号の罪は、日本国外において同の営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者(第六号に掲げる者を除く。)

九 不正の競争の目的で、第四号又は第六号から前号までの罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

第十四条第一項の次に次の二項を加える。

2 不正の利益を得る目的で第二条第一項第三号に掲げる不正競争を行つた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四条第二項を第二十一条とし、第十三条を第二十二条とする。

第十二条第一項中「第八条」を「第五十条」に、二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項第七号を「第二十二条(第一項第十一号に係る部分を除く。)及び第二十三条に改め、同項第五号を次のように改める。

5 第二条第一項第三号に掲げる不正競争のいざれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者(その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

4 第一項第四号又は第六号から第九号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第十二条を第十九条とし、第七条から第十一
条までを七条ずつ繰り下げ、第六条の七を第十
三条とし、第六条の六を第十二条とし、第六条
の五を第十一条とする。

第六条の四第一項第一号中「第六条第三項」を
「第七条第三項」に、「第六条の七第四項」を「第
十三条第四項」に改め、同条を第十条とし、第
六条の三を第九条とし、第六条の二を第八条と
し、第六条を第七条とし、第五条の二を第六条
とする。

附則第三条第二号を削り、同条第三号を同条
第二号とする。

附則第四条中「第七条及び第八条」を「第十四
条及び第十五条」に改める。

附則第五条中「第六条」を「第七条」に改める。
附則第六条中「第七条」を「第十四条」に改め、
「第三号」を削る。

附則第七条中「第九条第一項ただし書」を「第
十六条第一項ただし書」に、「第十条ただし書」
を「第十七条ただし書」に改める。

附則第八条中「第九条」を「第十六条」に改め
る。

附則第九条中「第十条」を「第十七条」に改め
る。

附則第十条中「第十四条(第一項第七号に係る
部分を除く。)及び第十五条」を「第二十一号(第
一项第十一号に係る部分を除く。)及び第二十二
条に、「附則第三条第三号」を「附則第三条第二
号」に改める。

(特許法の一部改正)

第二条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)
(特許法の一部改正)

の一部を次のよう改定する。

第一百五条の四第一項中「第二条第四項」を「第
二条第六項」に改める。

「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処
する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同
条に次の二項を加える。

「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処
する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同
条に次の二項を加える。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪
を犯した者にも適用する。

第四条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)
(意匠法の一部改正)

の一部を次のように改定する。

第六十三条第一項第四号中「第二条第四項」を
「第二条第一項」に改め、同条を第二号とする。

第六条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)
(著作権法の一部改正)

の一部を次のように改定する。

第一百四条の六第一項中「第二条第四項」を
「第二条第一項」に改め、同条を第二号とする。

第四条第三項中「著作権法(昭和四十五年法律第48号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。」を削る。

第八条第三号中「第十四条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)」を「第二十二条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)」とし、「第二条の規定による改正前一項に係る部分を除く。」を「第二十二条第一項第一号から第六号まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)」とする。

第十八条第一項に係る部分を除く。」若しくは第二項に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第十三条及び

第十四条の規定は、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)の施行の日又はこの法律の施行の日より遅い日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の不正競争防止法第二条第一項第二号の規定は、この法律の施行後にした同号に掲げる行為について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の不正競争防止法第二条第一項第三号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制

等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。)第九条第

一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前

の不正競争防止法第十四条第一項第一号から第六号の二まで若しくは第七号(同法第十一條第一項に係る部分を除く。)、第二条の規定による改正前

の不正競争防止法第二百条の二第一項、第三条の

規定による改正前の実用新案法第六十条の二第

一項、第四条の規定による改正前の意匠法第七

十三条の二第一項、第五条の規定による改正前

の商標法第八十二条の二第一項、第六条の規定

による改正前の著作権法第百二十二条の二又は附則第六条の規定による改正前の特許法等の一

部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附

則第四条第一項の規定によりなおその効力を有

するものとされた同法第三条の規定による改正

前実用新案法(附則第六条において「平成五年旧実用新案法」という。)第六十条の二第一項に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為で

あつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該

行為地の法令により罪に当たるものとされる。)に

より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財

産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関

してこの法律の施行後にした行為に対しても、

適用する。この場合において、これらの財産

は、組織的犯罪处罚法第二条第二項第一号の犯

罪収益とみなす。

第四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案及び同報告書

する法律の施行の日がこの法律の施行の日後である場合におけるこの法律の施行の日から犯罪

の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に

対処するための刑法等の一部を改正する法律の

施行日の前日までの間の組織的犯罪处罚法第

二条第二項第三号の規定の適用については、同

号中「第十二条第一項」とあるのは「第十八条第

一項」と、「第十四条第一項第七号」とあるのは「第二十二条第一項第十一号」とする。

〔政令への委任〕

第十五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

〔平成五年旧実用新案法の一部改正〕

第六条 平成五年旧実用新案法の一部を次のよう

に改正する。

第六十条の二第一項中「三年」を「五年」に、

「又は三百万円」を「若しくは五百万円」に、「処

する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、

同条に次の二項を加える。

3 第二項の罪は、日本国外において同項の罪

を犯した者にも適用する。

第六十一条第一項第三号を同項第四号とし、

同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中

「又は前条第一項」を削り、同号を同項第二号と

し、同項に第一号として次の二号を加える。

一 前条第一項 一億五千万円以下の罰金刑

(不正競争防止法の一部を改正する法律の一部

改正)

第七条 不正競争防止法の一部を改正する法律

(平成十五年法律第四十六号)の一部を次のように

に改正する。

附則第二条中「第六条の三」を「第九条」に改める。

〔裁判所法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第八条 裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)の一部を次のように改

正する。

附則第三条第四号中「第六条の四から第六条の六まで」を「第十条から第十二条まで」に改め

る。

〔民事訴訟費用等に関する法律の一部改正〕

第九条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔民事訴訟費用等に関する法律の一部改正〕

第十条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正す

る。

別表第一の一七の項末中「第六条の四第一項

若しくは第六条の五第一項」を「第十条第一項若しくは第十二条第一項」に改める。

〔商標法の一部を改正する法律の一部改正〕

第十二条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正す

る。

第十三条 商標法等の一部を改正する法律の一部改正

第十四条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正す

る。

〔商標法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第十五条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改

正する。

附則第五条第三項中「第十条第一項及び第

十一条第一項」を「及び第十条第一項」に改め

る。

(民事訴訟法の一部改正)

第十二条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第二号中「第一条第四項」を「第一条第六項」に改める。

(組織的犯罪処罰法の一部改正)

第十三条 組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号口を次のように改める。

□

不正競争防止法(平成五年法律第四十

七号)第二十二条第一項第十一号(外国公務員等に対する不正の利益の供与等)の

罪(同法第十八条第一項の違反行為に係るものに限る。)

別表第二第十九号を次のように改める。

官十九 削除

(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「別表第一第四号」を「又は別表第一第四号」に改め、「又は別表第二第十九号」を削る。

理由

我が国産業の国際競争力を強化することの必要性の増大等にかんがみ、知的財産の保護を強化するため、日本国外における営業秘密の不正な使

用及び開示等に係る処罰規定並びに他人の商品の形態を模倣する行為等に係る処罰規定を整備する

とともに、不正競争を行った者等に対する罰則を強化し、あわせて知的財産に係る裁判外紛争解決

手続における弁理士の役割を拡充する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政令で定める日から施行することとし、この法律の施行に伴う所要の経過措置、関係法律の整備等について規定すること。

二 議案の可決理由

本案は、知的財産の保護を強化するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年六月八日

衆議院議長 河野 洋平殿

経済産業委員長 河上 要雄

[別紙]

不正競争防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性が増大していることなどから、知的財産の保護を強化するため、所要の措置を講ずる

ものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 日本国で管理されていた営業秘密を不正に持ち出して日本国外で使用、開示する行為や、在職中の約束に基づき退職者が営業秘密を不正に使用、開示する行為について、処罰規定を設けること。

2 他人の著名な商品等表示を冒用した商品や、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入する行為等について、処罰規定を設けること。

3 不正競争を行つた者等に対する罰則を強化するとともに、特許法、弁理士法等、関連法の規定の整備を行うこと。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内においては、関係省庁間の連携を一層深め、国際協調を図りつつ、侵害事例が多発している地域をはじめ関

係諸国への働きかけを更に強化すること。

二 退職者の営業秘密漏洩に関する刑事罰導入について規定すること。

十分に配慮し、その運用に慎重を期すこと。加えて、企業等において適切な秘密管理が行われるよう、営業秘密の管理方法等についての事例を蓄積し、経営者等に幅広く情報提供を行うこと。

三 弁理士が関与する裁判外紛争解決手続については、利用者にとって利便性の高い制度とするため不断の見直しを行うとともに、手続の利用方法及びメリット等に関して積極的に広報活動を行う等、利用の増進を図ること。

四 知的財産に係る業務が増加・複雑化する状況を踏まえ、弁理士が中小企業への支援など多様なニーズに応えるよう、その実務能力の強化を図るため、研修のあり方等について検討すること。また、弁理士の更なる活用を図るために、弁理士法第二条第四項に規定する「特定不正競争」に関し、弁理士の技術的性格及び弁理士制度の趣旨にかんがみ、弁理士の業務の範囲の拡大について検討すること。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月八日

衆議院議長 河野 洋平殿

参議院議長 扇 千景

構造改革特別区域法の一部を改正する法律
構造改革特別区域法(平成十四年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條を第十一條の三とし、第四章中同条の前に次の見出し及び二条を加える。
(監獄法等の特例)

第十一條 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定行刑施設(監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第一項に規定する監獄のうち、当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても同法その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがない、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資るものとして法務大臣が定める要件に該当するものをいう。以下この条及び別表第一号において同じ。)が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該特定行刑施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定行刑施設の長は、当該特定行刑施設の所在地を管轄する矯正管区の長(以下この条において「管轄矯正管区長」という。)の登録を受けた法人(当該構造改革特別

区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。)に、当該特定行刑施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における事務のうち、次に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。
一 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断(結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四条第一項の規定によるものを含む。第四号において同じ。)、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
二 受刑者の分類のための調査の実施
三 被収容者の行動の監視及び施設の警備(被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。)
四 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並びに健康診断の実施(第一号に掲げるものを除く。)
五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施
六 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助
七 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助(信書の内容に触れる者は当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにしてことその他
の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。)
八 被収容者の携有する物の領置及び被収容者に対する差入れの許否の処分をするために必

要な検査の実施
九 被収容者の領置物(金錢を除く。)の保管
十 その他の前各号に掲げる事務に準ずるものとしして政令で定める事務
2 前項の登録は、法務省令で定めるところにより、委託を受けて同項各号に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限つて行う。
3 管轄矯正管区長は、前項の規定による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経営的基礎を有する者であること。
二 第六項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者でないこと。
三 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第五項において同じ。)のうちに次いずれかに該当する者がないこと。
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第八項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号に

おいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
4 特定行刑施設の長は、第一項の規定による委託をしたときは、その委託を受けた法人以下この条において「受託者」という。)に対し、当該委託に係る事務(当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下この条において「委託事務」という。)の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。
5 特定行刑施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下この条において同じ。)が、第七項若しくは第八項の規定に違反し、前項の規定により特定行刑施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関する他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
6 管轄矯正管区長は、第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。
一 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。
二 第三項第一号又は第二号のいずれかに該当しないこととなつたとき。

三 この条の規定若しくはこれに基づく命令又は前項の規定による指示に違反したとき。

7 受託者は、第三項第三号イからハまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8 委託事務従事者又は委託事務従事者であつた者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 委託事務従事者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

10 前各項に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

11 第八項の規定に違反して委託事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十一條の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定行刑施設(監獄法第一條第一項に規定する監獄のうち、その施設内に國が開設した病院又は診療所(以下この条において「病院等」という。)の管理を公的医療機関開設者等(当該地方公共団体又は医療法(昭和二十年法律第二百五号)第三十一条に規定する者その他の政令で定める者であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下この条において同じ。)に行わせることが当該特定行刑施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したもの)を下この項及び別表第一号の二において同じ。)が

所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該特定行刑施設の申請し、その認定を受けたときは、当該認定の

建物の一部、設備、器械及び器具(以下この項に当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設

の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の

日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該特定行刑施設内の病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該特定行刑施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。

2 法務大臣は、前項の委託に係る病院等の管理の適正を期すため、公的医療機関開設者等に對して、当該委託に係る事務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 第一項の委託に係る病院等の管理の事務に從事する医師その他の従業者又はこれらであつた者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。
第十五条及び第十六条削除
第十八条第一項中「昭和二十三年法律第二百五号」を削る。

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改

革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することができ、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園(以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。)の設置及び運営を目的とする学校法人(以下この条において「協力学校法人」という。)を設立しようとする者であつて第五項の指定を受けたもの(第三項において「指定設立予定者」という。)が、所轄庁(同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。)に對し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄

3 第一項の認定を受けた地方公共団体(以下この条において「協力地方公共団体」という。)の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力学校法人の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

4 第一私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に關し、次に掲げる事項を定めた基本計画(以下この条において「公私協力基本計画」という。)を定め、これを公告しなければならない。

官報(号外)

一 教育目標に関する事項
二 収容定員に関する事項
三 授業料等の納付金に関する事項
四 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
五 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
六 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの
7 前項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行つた協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。
6 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。
7 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができ る。
8 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協

9 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。
10 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画(以下この条において「公私協力年度計画」という。)及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
11 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその收支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。
12 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一条)第十二条(第三号に係る部分を除く。)及び

13 协力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二
14 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第五項の指定を取り消すことができる。
15 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
16 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第七項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
17 教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)第九条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。

別表第五号中「農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業」を「削除」に改め、同表第十号中「削除」を「公私協力学校設置事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十五条第一項の規定により行つてゐる無料の職業紹介事業については、同項の規定により同項に規定する教育施設の長がした届出

を職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第三十三条の四第一項の規定により地方公共団体がした届出と、旧特区法第十五条第一項に規定する教育施設の長を職業安定法第三十三条の四第二項において準用する同法第三十二条の十四の規定により職業紹介責任者に選任された者とみなして、同法の規定を適用する。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十三号の次に次のように加え

五十三の二 特定行刑施設に係る事業者の登録	
一項(特定行刑施設に係る事業者の登録)の登録	
登録件数	登録件数
五万円	一件につき十

官 (号外)

(国際受刑者移送法の一部改正)

第四条 国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「並びに犯罪者予防更生法」を

「犯罪者予防更生法」に改め、「第六十条まで」

の下に「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第二百八十九号)第十一條及び第十一條の二」を加える。

もに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 次に掲げる法律の特例に関する措置を追加すること。

(一) 監獄法等の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特

別区域においては、

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び旨

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図るため、妥当なものと認められ、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

二 議案の可決理由

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに、地域の活性化を図るため、妥当なものと認められ、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十七年六月八日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣委員長 松下 忠洋

〔別紙〕

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項の実施の要件を満たす民間事業者に委託することでできること。

ため、適切な措置を講すべきである。

機会を保障する国及び地方公共団体の責務を踏

(2)

行刑施設内に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託し、地域住民に対する医療を提供するために当該診療設備等を利用することができます。

(二) 私立学校法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、地方公共団体と学校法人との連携及び協力に基づき教育を実施する公私協力学校の設置に当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うことを前提に、所轄庁は、当該学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際し、資産要件の審査を行わないものとすること。

この法律は、平成十七年十月一日から施行すること。

二 刑務所で事務を民間委託するに当たっては、委託事務従事者に対する人権教育の徹底を図ることとともに、刑務所長等の裁量によつて受刑者等の人权が不必要に制約されないよう十分に配慮すること。

また、受刑者等の個人情報の保護に万全を期すること。

三 矯正処遇の充実を図る行刑制度の抜本的な改革がなされつつある現状にかんがみ、刑務所での事務の民間委託に伴う人員の再配置は、受刑者の改善更生に資することを基本として行うこと。

四 民間事業者の選定に当たつては、価格以外の要素も十分考慮し、被収容者に対する処遇の質を低下させないこと。また、適正に業務が実施されるよう、刑事施設視察委員会を活用するなど、履行状況の確認を行うこと。

五 強制労働禁止条約の趣旨を十分踏まえ、刑務作業に係る業務を適正に実施すること。

六 地方公共団体が公私協力学校を設置するに当たつては、ひとしく能力に応じて教育を受ける

官 報 (号 外)

まえ、授業料負担等の経済的な面、あるいは地理的な面等の教育条件において生徒及び幼稚園児が不利益を被らないよう十分配慮すること。

七 公私協力学校が公の財産を用いることにはがみ、策定される公私協力基本計画により、協力学校法人の指定を厳格に行い、かつ、公私協力学校の運営を継続的かつ安定的に行うことを探するとともに、指定された協力学校法人に對して当該指定をなした地方公共団体の長が当該学校の運営について適切な監督を行うことができるようすること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 身体障害者及び知的障害者以外の障害者に関する特例(第七十三条・第七十四条)」を「第五節 精神障害者に関する特例(第七十条)」、「第六節 身体障害者・知的障害者及び精神障害者の在宅就業に関する特例(第七十一条の二・第七十三条)」、「第七節 神障害者以外の障害者に関する特例(第七十四条)」、「第八節 第七十四条の二・第七十四条の三)」を「第七十四条の二・第七十四条の三)」と改める。

条に、「(第八十六条・第九十条)」「(第八十五条の二・第九十一条)」に改める。

第六条中「必要な施策」の下に「障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ」を加える。

第二十条第一号中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第三号中「障害者職業カウンセラー及び」の下に「職場適応援助者(身体障害者)」を加え、「(第二十二条第四号において「職場適応援助者」という)を「をいう。以下同じ」に改める。

第二十五条第一項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 障害者職業センターは、精神障害者について、第二十条第五号、第二十一条第一号若しくは第二号又は第二十二条第一号から第三号までに掲げる業務を行うに当たつては、医師その他医療関係者との連携に努めるものとする。

第四十九条第一項第一号中「この節」の下に「及び第六節」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主であつて、次のいずれかを行ふものに対し、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ 身体障害者となつた労働者が職場に適応することを容易にするための措置

ロ 身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる職場適応援助者を置くこと。

四九条第一項第五号中「身体障害者若しくは」を「身体障害者(重度身体障害者その他の厚生労働省令で定める身体障害者に限る。以下この号において同じ)若しくは」に改め、同項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこと。

四十九条第一項第九号中「行うこと」の下に「(前号に掲げる業務を除く。)」を加える。

第五十条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 親事業主に係る第一項の規定の適用について

用の安定を図るために必要な業務(身体障害者又は知的障害者である労働者の通勤を容易にするための業務を除く。)を行う者を置くこと(次号ロに掲げるものを除く。)。

四の二 身体障害者又は知的障害者に対する職場適応援助者による援助であつて、次のいずれかを行う者に對して、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人その他身体障害者又は知的障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人が行う職場適応援助者による援助の事業

ロ 身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者を置くこと。

四十九条第一項第五号中「身体障害者若しくは」を「身体障害者(重度身体障害者その他の厚生労働省令で定める身体障害者に限る。以下この号において同じ)若しくは」に改め、同項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこと。

四十九条第一項第九号中「行うこと」の下に「(前号に掲げる業務を除く。)」を加える。

第五十条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

(雇用義務等及び納付金關係業務に係る規定の適用に関する特例)

第七十二条の二 精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(第七十三条 次節及び第七十九条を除き、

以下「精神障害者」という。)である職員及び精神障害者である労働者については、この条から第七十二条の五までに定めるところにより、第一節及び第二節(第三十七条、第三十八条第二項、第四十三条第二項から第四項まで、第四十六条第二項(第五十条第三項、第五十四条第四項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む)、第四十八条、第四十九条第一項第二号から第九号まで、第五十条第二項並びに第五十四条规定及び第三項を除く。)の規定を適用するものとする。

(雇用義務等に係る規定の精神障害者である職員についての適用に関する特例)

第七十二条の三 第三十八条第一項に規定する場合において、当該機関に精神障害者である職員が勤務するときにおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者又は知的障害者である職員以外の職員に替えて当該精神障害者である職員の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である職員を採用したものとみなす。

2 国及び地方公共団体の任命権者は、第三十八条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神障害者である職員の採用は身体障害者又は知的障害者である職員の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

3 第四十条の規定の適用については、精神障害者である職員は、身体障害者又は知的障害者である職員とみなす。

4 第四十六条第一項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とする。

4 第四十一条及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第四十二条第一項第二号中「又は知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者又は第七十二条の二に規定する精神障害者である職員」と、第四十条第二項中「若しくは知的障害者である職員」とあるのは、「知的障害者若しくは第七十二条の二に規定する精神障害者である職員」とする。

(精神障害者に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例)

第七十二条の四 第四十三条第一項の場合において、当該事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者又は知的障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

5 事業主は、第四十六条第一項の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神障害者の雇入れは身体障害者又は知的障害者の雇入れるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

(精神障害者である労働者に関する納付金関係業務の実施等)

第七十二条の五 精神障害者である労働者又は知的障害者である労働者とみなして、第五十条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条第三項の規定(第五十二条第一項に係る罰則の規定を含む)を適用する。

第六節 障害者の在宅就業に関する特例

第七十四条第三項中「第四十九条第一項第九号」を「第四十九条第一項第二号から第九号まで」に、「第五十三条」を「第五十一条及び第五十二条」に改める。

第七章中第七十四条の次に次の一節を加える。

第六節 障害者の在宅就業に関する特例
(在宅就業障害者特例調整金)

第七十四条の二 厚生労働大臣は、在宅就業障害者の就業機会の確保を支援するため、事業主で次項の規定に該当するものに対し、同項の在宅就業障害者特例調整金を支給する業務を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した事業主(次条第一項に規定する在宅就業支援団体を除く。以下この節において同じ)であつて、在宅

る数」とあるのは、「厚生労働省令で定める数」と読み替えるものとする。

第七十三条の次に次の節名を付する。

第五節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する特例

就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つたものに対して、調整額に、当該年度に支払つた当該対価の総額（以下「対象額」という。）を評価額で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。ただし、在宅就業単位調整額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。

3 この節、次章、第五章及び附則第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 在宅就業障害者　身体障害者、知的障害者又は精神障害者であつて、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）
- 二 在宅就業契約　在宅就業障害者が物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を行う旨の契約
- 三 在宅就業単位調整額　第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で政令で定める額
- 四 調整額　在宅就業単位調整額に評価基準月数（在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度その他の状況を勘案して政令で定める月数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
- 五 評価額　障害者である労働者の平均的な給与の状況その他の状況を勘案して政令で定め

4 第五十五条第一項の場合において、当該事業者特例調整金の額が算定額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同条第一項の規定にかかわらず、その差額に相当する金額とする。この場合においては、当該事業主については、第二項の規定にかかわらず、在宅就業障害者特例調整金は支給しない。

5 第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者特例調整金が算定額以上であるときは、

6 第二項の規定により算定した在宅就業障害者特例調整金の額が算定額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業主に対し、その差額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。この場合においては、当該事業主については、同条第一項の規定にかかわらず、納付金は徴収しない。

7 厚生労働大臣は、第一項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

8 第六項の場合における第五十三条の規定の適用については、同条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「第七十四条の二

第一項の在宅就業障害者特例調整金の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び第七十四条の二第一項に規定する業務」とする。

9 親事業主に係る第二項、第四項及び第五項並びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対する支払った額は、当該親事業主のみが在宅就業契約に基づく業務の対価として在宅就業障害者に対して支払った額とみなす。

10 第五十一条第一項の規定は、第一項の在宅就業障害者特例調整金について準用する。

（在宅就業支援団体）

第七十四条の三 各年度ごとに、事業主に在宅就業対価相当額（事業主が厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「在宅就業支援団体」という。）との間で締結した物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき当該事業主が在宅就業支援団体に対して支払った金額のうち、当該契約の履行に当たり在宅就業支援団体が在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払つた部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ。）があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、前条の規定の適用については、同条第二項中「当該対価の総額」とあるのは「当該対価の総額と次条第一項に規定する在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」と、同条第九項中「支払つた額は」とあるの

は「支払つた額は」と、「支払つた額」とあるのは「支払つた額と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額」とする。

11 前項の登録は、在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対する援助の業務を行つ法人の申請により行う。

12 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。

13 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない法人

14 第十八項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

15 役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者の

16 ある法人

17 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

18 常時十人以上の在宅就業障害者に対する登録

19 次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していいること。

官 報 (号外)

イ 在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対する組織的に提供すること。	口 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するための職業講習又は情報提供を行うこと。
ハ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行なうこと。	二 雇用による就業を希望する在宅就業障害者に対して、必要な助言その他の援助を行なうこと。
二 前号イから二までに掲げる業務(以下「実施業務」という。)の対象である障害者に係る障害に関する知識及び当該障害に係る障害者の援助を行う業務に従事した経験並びに在宅就業障害者に対して提供する就業の機会に係る業務の内容に関する知識を有する者(次号において「従事経験者」という。)が実施業務を実施し、その人数が二人以上であること。	三 在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行なう事業所の所在地
三 前号に掲げる者(従事経験者である者に限る。)が実施業務を行なうために必要な施設及び設備を有すること。	四 実施業務を行なうために必要な施設及び設備を記載してすること。
四 登録は、在宅就業支援団体登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。	五 登録年月日及び登録番号
五 在宅就業支援団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名	二 在宅就業支援団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名
6 第一項の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その更新について準用する。	7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
8 在宅就業支援団体は、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき事業主から対価の支払を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に對し、在宅就業対価相当額を証する書面を交付しなければならない。	9 在宅就業支援団体は、前項に定めるもののほか、第四項各号に掲げる要件及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により在宅就業障害者に係る業務を行なわなければならない。
9 在宅就業支援団体は、前項に定めるもののほか、第四項各号に掲げる要件及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により在宅就業障害者に係る業務を行なわなければならない。	10 在宅就業支援団体は、第五項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
10 在宅就業支援団体は、第五項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	11 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、当該業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
11 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、当該業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	12 業務規程には、在宅就業障害者に係る業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。
12 業務規程には、在宅就業障害者に係る業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。	13 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよう
13 在宅就業支援団体は、在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよう	14 在宅就業支援団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。
14 在宅就業支援団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。	15 在宅就業障害者その他の利害関係人は、在宅就業支援団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、在宅就業支援団体の定めた費用を支払わなければならない。
15 在宅就業障害者その他の利害関係人は、在宅就業支援団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、在宅就業支援団体の定めた費用を支払わなければならない。	16 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行なべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
16 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行なべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	17 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行なべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
17 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行なべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	18 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が次号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
18 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が次号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	19 在宅就業支援団体は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、在宅就業障害者に係る業務に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
19 在宅就業支援団体は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、在宅就業障害者に係る業務に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	20 機構は、第一項において読み替えて適用する前条第二項の場合における同条第一項の業務に關し必要があると認めるときは、事業主、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、必要

官報(号外)

な事項についての報告を求めることができる。

21 在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務に申し厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

22 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項の登録をしたとき。

二 第十項の規定による届出があつたとき。

三 第十三項の規定による届出があつたとき。

四 第十八項の規定により第一項の登録を取り消し、又は在宅就業障害者に係る業務の停止を命じたとき。

第五十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第七十九条第一項中「定める者に限る」を「定めることに限る。以下この項において同じ」とし、「又は重度知的障害者」を「重度知的障害者又は精神障害者」に改める。

第八十二条第一項中「事業主等に」を「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に」に、「事業所」を「若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」に改める。

第八十三条中「(昭和二十五年法律第二百二十三号)」を削る。

第五章中第八十六条の前に次の二条を加える。

第八十五条の二 第七十四条の三第十八項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした在宅就業支援団体の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十六条中「二十万円」を「三十万円」に改め、後段を削り、同条第一号中「又は第七十七条第三項」を「第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」に改め、同条の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十六条の一 事業主の団体、第四十九条第一項第四号の二に規定する法人又は同項第七号口から二までに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八十六条の三 在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の三第二十項又は第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十四条の三第八項の規定による書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をしたとき。

三 第七十四条の三第十三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第七十四条の三第十九項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたと

き。

五 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十八条第一項中「前条」を「第八十五条の二から前条まで」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

第八十九条の次に次の二条を加える。

一 第八十六条第一号中「第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは、又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四

条の三第二十項(附則第四条第八項において準用する場合を含む。)とする」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に改め、「第五十条第四項」の下に「及び第五項」を加え、「第三項の報奨金」を「報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務(第四項に係るものに限る。)について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

二 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第八十二条第一項中「及び第三章第二節第一款」を「並びに第三章第二節第二款及び第六節」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第八十六条第一号中「第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは、又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四

条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務(第四項に係るものに限る。)について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

六 同条第二項中「報奨金」の下に「及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金(以下「報奨金等」という。)」を加え、同条第三項中「超える事業主」の下に「(以下この条において「対象事業主」という。)」を加え、同条第八項中「第五項」を「第八項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第八十六条第一号中「第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは、又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四

(その数に一未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例報奨金として支給する。ただし、在宅就業単位報奨額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該対象事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。

5 前項において次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

一 在宅就業単位報奨額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額

二 報奨額 在宅就業単位報奨額に評価基準月数を乗じて得た額

官 報 (号 外)

- 12 精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなして、第三項の規定を適用する。
- 精神障害者である労働者は、身体障害者又は

規定を適用する。

措置を講ずるものとする。

(身体障害者又は知的障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置)

13 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者に関する第十項及び第十一項の規定は、精神障害者である短時間労働者について準用する。この場合において、第十項中「第七十二条第一項」とあるのは、「第七十二条の六において読み替えて準用する第七十二条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、第二十条の改正規定、第二十五条の改正規定、第四十九条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分、

同項第八号の次に一号を加える部分及び同項第九号に係る部分を除く)、第五十条の改正規定(見出しを削る部分を除く)、第七十四条の改正規定、第八十六条の改正規定(見出しを削る部分を除く)、第七十七条の改正規定、第五十二条の改正規定及び附則第四項及び第五項並びに新法第七十二条の六において読み替えて準用する新法第七十一条第四項及び第五項の規定を適用するとしたならば、新法第四十六条第一項の規定に該当しないこととなる事業主に対するものは、施行日に、その効力を失う。

(助成金に関する経過措置)

第四条 旧法第七十七条第一項の規定による給付金であつてその支給事由が附則第一条ただし書に規定する日前に生じたものに関しては、なお従前の例による。

(障害者雇用納付金等に関する経過措置)
第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為(旧法第八十六条第二号に該当するもので、附則第三条の規定により施行日にその効力を失う旧法第四十六条第一項の規定による命令に係るものを除く)及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)
第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

6 各年度ごとに、対象事業主に在宅就業対価相当額があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「対象額」とあるのは、「対象額と在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」とし、第八項において準用する第七十四条の二第九項の規定の適用については、同項中「支払った額は、」とあるのは「支払った額は」と、「支払った額と」とあるのは「支払った額と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する在宅就業対価相当額と」とする。

(検討)

第一条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況を勘案

しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 附則第一条ただし書に規定する日から施

2 前項に定めるもののほか、平成十七年度以前の年度分の障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、な

お従前の例による。

(新法第七十四条等の適用に関する特例)
第五号の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の前に次のように加える。

行日の前日までの間における新法第七十四条、第八十六条第一号及び第八十七条第二項並びに前項の規定の適用については、第七十四条の見出し中「身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究」とあるのは「身体障害者等以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施」と、第八十六条第一号中「第五十二条第二項、第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは「又は第五十二条第二項」と、第八十七条第一項中「第八十五条の二から前項まで」とあるのは「第八十六条及び第八十六条の二」と、「罰金刑」とあるのは「刑」と、前条第一項中「新法附則第四条第八項」とあるのは「新法附則第四条第五項」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為(旧法第八十六条第二号に該当するもので、附則第三条の規定により施行日にその効力を失う旧法第四十六条第一項の規定による命令に係るものを除く)及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二十九の十五 在宅就業支援団体の登録

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百一
十三号)第七十四条の三第一項(在宅就業支援団体の登録)の登

登録件数	一件につき十 五万円
------	---------------

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正)

第十条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第二項中

「及び第七号」を削る。

第十二条第一項中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改める。

第十三条第一号中「第七号及び第八号」を「及び第七号」に改める。

第十五条第一項中「第七号」を「第六号」に改め

る。

附則第五条を次のように改める。

2 機構は、第十一条第一項及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとす

る。

一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)附則第十条による改正前の第十一条第一項第七号に掲げる業務(同号の給付金であつてその支給事由が平成十七年十月一日前に生じたものに係るものに限る)を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行う

一部を改正する法律(平成十七年法律第二号)附則第十条による改正前の第十一条第一項第七号に掲げる業務(同号の給付金であつてその支給事由が平成十七年十月一日前に生じたものに係るものに限る)を行うこと。

より読み替えた第十二条第一項と、第

第十三条第一号とあるのは「附則第五条第三項により読み替えた第一

二 前号に掲げる業務に附帯する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十七年六月十日 衆議院会議録第二十九号 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

こと。

附則第五条に次の二項を加える。

3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中

「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、第十二条第一項

中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号」と、

第十七条第一号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条第一項第一号を次のように改め

第十三条第一号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条第一項第一号を次のように改め

第十七条第一号中「及び第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号」と、

同条第三号中「掲げる業務及びこれに」とあ

るのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げ

る業務並びにこれらに」と、第十四条第一項

中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項

及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附

則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附

則第五条第三項により読み替えられた第一

理由

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために、精神障害者である労働者に対する雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用についての特例を定める等、施策の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二

障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図る

十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十
四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項に
より読み替えた第十四条第一項」と、第
二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるの
は「第十一条第一項並びに附則第五条第一項
及び第二項」とする。障害者の雇用の促進等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)に関する報告
書十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十
四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項に
より読み替えた第十四条第一項」と、第
二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるの
は「第十一条第一項並びに附則第五条第一項
及び第二項」とする。本案は、障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲が高まっている状況にから
がみ、精神障害者への雇用率適用や在宅就業支援による障害者の就業機会の拡大、福祉施策との連携強化等、障害者が職業生活において自立することを促進する施策の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。第一 議案の目的及び要旨
構法の一部を次のように改正する。第十一条第一項第六号中「及び第七十四条第
二項」を「第七十四条第一項及び第七十四条的
二第一項」に改め、同項中第七号を削り、第八
号を第七号とする。第十三条第一号中「及び第七号」を削り、「並
びに」を「及び」に改める。

附則第五条第一項第一号を次のように改め

第十三条第一号中「及び第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号」と、

第十七条第一号中「及び第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号」と、

同条第三号中「掲げる業務及びこれに」とあ
るのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げ

る業務並びにこれらに」と、第十四条第一項

中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一
項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附
則第五条第三項により読み替えられた前項」と、
第十四条第三項中「同項」とあるのは「附

則第五条第三項により読み替えられた第一

二 常時三百人以下の労働者を雇用する事業
主に対して報奨金等(障害者の雇用の促進
等に関する法律附則第四条第二項に規定す
る業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一
項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附
則第五条第三項により読み替えられた前項」と、
第十四条第三項中「同項」とあるのは「附

則第五条第三項により読み替えられた第一

三 国及び地方公共団体は障害者福祉施策との
連携強化等、障害者が職業生活において自立
することを促進する施策の充実を図ろうとする
もので、その主な内容は次のとおりである。1 雇用されている精神障害者について、障害
者雇用率制度上、身体障害者又は知的障害者
を雇い入れたものとみなすこととも、障害者
雇用納付金等の額の算定対象に加えるものと
すること。2 自宅等において就業する障害者に直接、又
は厚生労働大臣の登録を受けた法人を介して
報奨金等をいう)を支給すること。

3 整金等を支給するものとすること。

4 この法律は、一部を除いて、平成十八年四
月一日から施行するものとすること。

二

議案の修正議決理由

三

障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図る

るため、精神障害者である労働者に対する雇用義務等及び納付金関係業務に係る規定の適用についての特例を定める等、施策の充実強化を図ることは時宜に適するものと認めるが、在宅就業支援団体の登録を受けることができない法人の要件を追加する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年六月八日

厚生労働委員長 鶴下 一郎

[別紙]

(小字及び
—は修正)

第三章中第七十四条の次に次の二節を加える。

第六節 障害者の在宅就業に関する特例

(在宅就業障害者特例調整金)

第七十四条の二 厚生労働大臣は、在宅就業障害者の就業機会の確保を支援するため、事業主で次項の規定に該当するものに對して、同項の在宅就業障害者特例調整金を支給する業務を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した事業主(次条第一項に規定する在宅就業支援団体を除く。以下この節において同じ。)であつて、在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つたものに対して、調整額に、当該年度に支払つた当該対価の総額(以下「対象額」といふ)を評価額で除して得た数(その数に一未満

の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。

ただし、在宅就業単位調整額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。

3 この節、次章、第五章及び附則第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 在宅就業障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であつて、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの(雇用されている者を除く。)

二 在宅就業契約 在宅就業障害者が物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を行いう旨の契約

三 在宅就業単位調整額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で政令で定める額

四 調整額 在宅就業単位調整額に評価基準月数(在宅就業障害者の就業機会の確保に資する程度その他の状況を勘案して政令で定めるところ)を乗じて得た額

五 評価額 障害者である労働者の平均的な給与の状況その他の状況を勘案して政令で定める額に評価基準月数を乗じて得た額

6 厚生労働大臣は、第一項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

7 機構は、第一項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、事業主又は在宅就業障害者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

8 第六項の場合における第五十三条の規定の適用については、同条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「第七十四条の二

第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、か

びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用

4 第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、か

びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用

者特例調整金の額が算定額に達しないときは、当該事業主が納付すべき納付金の額は、同条第一項の規定にかかわらず、その差額に相当する金額とする。この場合においては、当該事業主については、第二項の規定にかかわらず、在宅就業障害者特例調整金は支給しない。

5 第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、かつ、第二項の規定により算定した在宅就業障害者特例調整金の額が算定額以上であるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業主に對して、その差額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例調整金として支給する。この場合においては、当該事業主については、同条第一項の規定にかかわらず、納付金は徴収しない。

6 厚生労働大臣は、第一項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。

7 機構は、第一項に規定する業務に関し必要があると認めるときは、事業主が在宅就業支援団体と在宅就業障害者との間で締結した在宅就業契約に基づく業務の対価として支払った部分の金額に相当する金額をいう。以下同じ。)が算する。この場合において、前条の規定の適用については、同条第二項中「当該対価の総額」とあるのは、「当該対価の総額と次条第一項に規定する在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」と、同条第九項中「支払った額は」とあるのは「支払った額は」と、「支払った額」とあるのは「支払った額と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額は当該親事業主のみに係る同項に規定する在宅就業対価相当額」ととする。

8 第六項の場合においては、同条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは、「第七十四条の二

第五十五条第一項の場合において、当該事業主が当該年度において在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払つており、か

びに第五十六条第一項及び第四項の規定の適用

9 親事業主に係る第二項、第四項及び第五項並

2 前項の登録は、在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に

対して組織的に提供することその他の在宅就業障害者に対する援助の業務を行う法人の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して政令で定めるもの又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十九年政令第三百十九号第七十三条の第二項の規定及び十六年政令第三百十九号第七十三条の第二項の規定及び又は執行を受けることがなくなった日から五年の規定に係る同法第七十六条の二の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない法人

二 第十八項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三 役員のうちに、この法律又はこの法律に基づく規定その他の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七十七号の規定(同法第四十八条)とがなくなつた日から二年を経過しない者の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第十九号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより罰金

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 常時十人以上の在宅就業障害者に対して、次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。

平成十七年六月十日 業議院会議録第二十九号

イ 在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対しても組織的に提供すること。

ロ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するための職業講習又は情報提供を行うこと。

ハ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行うこと。

二 雇用による就業を希望する在宅就業障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

三 在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行なう事業所の所在地

業務を行なう事業所の所在地

三 在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行なう事業所の所在地

業務を行なう事業所の所在地

とするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

14 在宅就業支援団体は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

15 在宅就業障害者その他の利害関係人は、在宅就業支援団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、在宅就業支援団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示

事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

16 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第四項

業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しよう

各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

17 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が第九項の規定に違反していると認めるときは、当該在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行なうべきこと又は当該業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

18 厚生労働大臣は、在宅就業支援団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。一 第三項第一号又は第三二号に該当するに至つたとき。二 第八項、第十項から第十四項まで又は次項の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二項の規定による命令に違反したとき。五 不正の手段により第一項の登録を受けたところにより、帳簿を備え、在宅就業障害者に係る業務に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

19 在宅就業支援団体は、厚生労働省令で定める機構は、第一項において読み替えて適用する前条第二項の場合における同条第一項の業務に關し必要があると認めるときは、事業主、在宅

就業障害者又は在宅就業支援団体に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

21 在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務に關し厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

22 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第一項の登録をしたとき。

二 第十項の規定による届出があつたとき。

三 第十三項の規定による届出があつたとき。

四 第十八項の規定により第一項の登録を取り消し、又は在宅就業障害者に係る業務の停止を命じたとき。

〔別紙〕

四 在宅就業支援団体の育成に努めるとともに、在宅就業支援団体の適正な業務の運営を確保するため、その登録に当たつて登録要件への適合等を厳正に審査するとともに、登録後においても、業務運営基準の遵守等を徹底するための厳正な監督指導を実施するものとすること。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十七年四月八日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 扇 千景

企業において取り組まれているメンタルヘルス対策が後退することのないよう、周知及び指導を徹底すること。

三 精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関における相談・支援体制の整備に努めること。

導を強化し、雇用率制度の厳正な運用を図ることもに、そのための体制整備に努めること。特に都道府県等の教育委員会の実雇用率は、依然として法定雇用率を大きく下回る水準にとどまっており、作成した採用計画の着実な実施等、障害者の採用拡大に向けてなお一層の取組を進めるよう必要な措置を講ずること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一 附則第二条に規定する検討は、平成二十一年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行なうものとする。また、その際、雇用義務の対象に精神障害者を加えることも含めて検討を行うものとする。

二 精神障害者を実雇用率に算定するに当たつて、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行なうとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得強要及び申し出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずるものとする。

三 障害者の雇用の促進を図る観点からその実情を含め検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
社会保険労務士法 昭和四十三年法律第八十九号の一部を次のように改正する。
目次中「社会保険労務士試験」を「社会保険労務士試験等」に、「第二十五条の四十九」を「第二十五条の五十」に改める。
第一条第一項第一号の四中「のあつせん」の下に「の手続き及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十四条第一項の調停の手続き」を加え、「(以下「あつせん代理」という。)」を削り、同号の次に次の二号を加える。

一の五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十
七号)第一百八十二条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行なう個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の

解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和二十一
年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く)をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。)に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。

一の六 個別労働関係紛争(紛争の目的の価額が民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第三百六十八条第一項に定める額を超える場合に、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。)に関する民間紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第二百五十一号)第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ)であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。

第一条第一項第三号中「労働争議に介入することとなるものを除く。」を削り、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の四から第一号の六までに掲げる業務(以下「紛争解決手続代理業務」という。)は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、か

つ、第十四条の十一の三第一項の規定による付記を受けた社会保険労務士(以下「特定社会保険労務士」という。)限り、行うことができる。

3 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。

一 第一項第一号の四のあつせんの手続及び調停の手続、同項第一号の五のあつせんの手続並びに同項第一号の六の厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続(以下この項において「紛争解決手続」という。)について相談に応ずること。

二 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。

三 紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。

第五条第九号中「まつ消」を「抹消」に改める。

〔第二章 社会保険労務士試験〕を「第二章 社会保険労務士試験等」に改める。

第十三条の二の次に次の三条を加える。

(紛争解決手続代理業務試験)

第十三条の三 紛争解決手続代理業務試験は、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修であつて厚生労働省令で定めるものを修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年一回以上、厚生労働大臣が行う。

(紛争解決手續代理業務試験)

第十四条の十一の三 第十四条の十一の規定は、

第十四条の十一の二 社会保険労務士は、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記(以下「紛争解決手續代理業務の付記」といいう。)を受けようとするときは、氏名その他厚生労働省令で定める事項を記載した付記申請書を、紛争解決手續代理業務試験に合格したことを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

(紛争解決手續代理業務の付記)

第十四条の十一の三 連合会は、前条の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該社会保険労務士の登録に紛争解決手續代理業務の付記をしなければならない。

第十四条の十二の見出しを「(社会保険労務士証票等の返還)」に改め、同条中「社会保険労務士証

ただし、次条の規定により連合会に同条に規定する代理業務試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

第十三条の四 厚生労働大臣は、連合会に紛争解決手續代理業務試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「代理業務試験事務」という。)を行わせることができる。

第十三条の五 第十条の二第二項及び第十二条から第十三条の二までの規定は、紛争解決手續代理業務試験及び代理業務試験事務について準用する。

第十四条の十一の四 連合会は、紛争解決手續代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。

2 第十四条の九第二項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。

(紛争解決手續代理業務の付記の抹消)

第十四条の十一の四 連合会は、紛争解決手續代理業務の付記を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該付記を受けたことが判明したときは、当該付記を抹消しなければならない。

2 第十四条の九第二項の規定は、前項の規定による付記の抹消について準用する。

(紛争解決手續代理業務の付記の公告)

第十四条の十一の五 第十四条の十一の規定は、紛争解決手續代理業務の付記及びその付記の抹消について準用する。

(特定社会保険労務士証票の返還)

第十四条の十一の六 特定社会保険労務士の紛争解決手續代理業務の付記が抹消されたときは、その者は、遅滞なく、特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により特定社会保険労務士証票が返還されたときは、遅滞なく、社会保険労務士証票を同項の者に再交付しなければならない。

第十四条の十二の見出しを「(社会保険労務士証票等の返還)」に改め、同条中「社会保険労務士証

票」の下に「又は特定社会保険労務士証票」を加え
る。

第十四条の十三中「登録の手続、社会保険労務
士名簿、登録のまつ消、社会保険労務士証票その
他」を「社会保険労務士の」に改める。

第二十条中「あつせん代理」を「紛争解決手続代
理業務」に改める。

第二十二条及び第二十三条を次のように改め
る。

第二十二条及び第二十三条を次のように改め
る。

(業務を行ひ得ない事件)

社会保険労務士は、国又は地方公共
団体の公務員として職務上取り扱つた事件及び
仲裁手続により仲裁人として取り扱つた事件に
ついては、その業務を行つてはならない。

2 特定社会保険労務士は、次に掲げる事件につ
いては、紛争解決手続代理業務を行つてはなら
ない。ただし、第三号に掲げる事件については、
受任している事件の依頼者が同意した場合
は、この限りでない。

二 紛争解決手続代理業務に關するものとして
て、相手方の協議を受けて賛助し、又はその
依頼を承諾した事件

三 紛争解決手続代理業務に關するものとして
て、相手方の協議を受けた事件で、その協議の程
度及び方法が信頼関係に基づくと認められる
もの

三 紛争解決手続代理業務に關するものとして
て、相手方からの依頼による
他の事件

四 開業社会保険労務士の使用者である社会保
険労務士又は社会保険労務士法人の社員若し

くは使用者である社会保険労務士としてその
業務に従事していた期間内に、その開業社会
保険労務士又は社会保険労務士法人が、紛争
解決手続代理業務に関するものとして、相手
方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承
諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

の

五 開業社会保険労務士の使用者である社会保
険労務士又は社会保険労務士法人の社員若し
くは使用者である社会保険労務士としてその
業務に従事していた期間内に、その開業社会
保険労務士又は社会保険労務士法人が紛争解
決手続代理業務に関するものとして相手方の
協議を受けた事件で、その協議の程度及び方
法が信頼関係に基づくと認められるものであ
つて、自らこれに関与したもの

(法人の代表)

第二十五条の十五の二 第二十五条の二に次の二条を加える。

第二十五条の十五の二 第二十五条の二に「あつせん代理をした」

を「紛争解決手続代理業務を行つた」に改める。
第二十五条の六中「第二条に規定する」を「第二
条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び
第三号に掲げる」に改める。

第二十五条の九を次のように改める。

(業務の範囲)

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条

第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び
第三号に掲げる業務を行うほか、定款で定める

ところにより、次に掲げる業務を行うことがで
きる。

一 第二条に規定する業務に準ずるものとして
厚生労働省令で定める業務の全部又は一部
を負う。

二 紛争解決手続代理業務

2 紛争解決手続代理業務は、社員のうちに特定
社会保険労務士がある社会保険労務士法人に限
り、行うことができる。

2 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とす
る社会保険労務士法人における紛争解決手続代
理業務については、前項の規定にかかわらず、
特定社会保険労務士である社員(以下「特定社
員」という。)のみが業務を執行する権利を有
し、義務を負う。

2 紛争解決手続代理業務を行つたに改める。

2 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行
がその効を奏しなかつたときも、前項と同様と
する。

3 前項の規定は、社員が社会保険労務士法人に
資力があり、かつ、執行が容易であることを証
明したときは、適用しない。

4 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とす
る社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務
に関し依頼者に対して負担することとなつた債
務を当該社会保険労務士法人の財産をもつて完
済することができないときは、第一項の規定に
かかわらず、特定社員(当該社会保険労務士法
人を脱退した特定社員を含む。以下この条にお
いて同じ。)が、連帶して、その弁済の責任を負
う。ただし、当該社会保険労務士法人を脱退し
た特定社員については、当該債務が脱退後の事
由により生じた債務であることを証明した場合
は、この限りでない。

5 前項本文に規定する債務についての社会保険
労務士法人の財産に対する強制執行がその効を
奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定
にかかわらず、特定社員が当該社会保険労務士
法人に資力があり、かつ、執行が容易であるこ
とを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 商法第九十三条の規定は、社会保険労務士法
人の社員の脱退について準用する。ただし、同
条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規
定する債務については、準用しない。

6 商法第九十三条の規定は、第四項本文に規
定する債務については、準用しない。

官 報 (号外)

特定社員が常駐していない事務所においては、紛争解決手続代理業務を取り扱うことができない。

第二十五条の十七を次のように改める。
 (特定の事件についての業務の制限)
 第二十五条の十七 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、次に掲げる事件については、紛争解決手續代理業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一、紛争解決手續代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二、紛争解決手續代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三、紛争解決手續代理業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四、第二十二条第一項に規定する事件又は同条第二項各号に掲げる事件として社員の半数以上者がその業務又は紛争解決手續代理業務を行つてはならないこととされる事件

第二十五条の十九中「から第二号まで」を「から第一号の三まで及び第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

2、紛争解決手續代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士でない者に紛争解決手續代理業務を行わせてはならない。

特定社員が常駐していない事務所においては、紛争解決手続代理業務を取り扱うことができない。

第二十五条の二十中「第二十三条」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月に改め、同条第五項中「第九十三条」を「第九十二条」に改める。

第二十五条の三十四第二項中「試験事務」の下に「及び代理業務試験事務」を加える。

第二十五条の四十五の次に次の二条を加える。
 (代理業務試験事務への試験事務に関する規定の準用)

第二十五条の四十五の二 第二十五条の四十から前条までの規定は、代理業務試験事務について準用する。この場合において、第二十五条の四

依頼を承諾した事件

二、紛争解決手續代理業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三、紛争解決手續代理業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四、第二十二条第一項に規定する事件又は同条第二項各号に掲げる事件として社員の半数以上者がその業務又は紛争解決手續代理業務を行つてはならないこととされる事件

第二十五条の四十九第二項中「試験事務」の下に「又は代理業務試験事務」を加え、第四章の三中同条の次に次の二条を加える。

(社会保険労務士会及び連合会に関する省令への委任)

第二十五条の五十 この章に規定するもののほか、社会保険労務士会及び連合会に關する省令へ事項は、厚生労働省令で定める。

第三十二条の二第一項第一号中「虚偽」を「偽り」

に、「社会保険労務士の」を「第十四条の二第一項の規定による」に改め、同項第五号中「第二十五条の四十二第一項」の下に「(第二十五条の四十五の四)」を加える。

第二十五条の十九中「から第二号まで」を「から第一号の三まで及び第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

2、紛争解決手續代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士でない者に紛争解決手續代理業務を行わせてはならない。

第二百十三号」を削る。

(平成十三年法律第百十二号)第五条第一項の規定により申請されたあつせんに係るものについては、改正後の社会保険労務士法(以下「新法」という)第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十五条の二十中「第二十三条」を削る。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月に超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第一項第一号の四の改正規定、同号の次に二号を加える改正規定、同条第一項に二項を加える改正規定(同条第三項に係る部分に限る)、第二十条、第二十二条、第二十五条の二第一項、第二十五条の六及び第二十五条の九の改正規定、第二十五条の十五に一項を加える改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十五条の十六の次に一

条を加える改正規定並びに第二十五条の十七、第二十五条の十九、第二十五条の二十五及び別表第一第二十号の十九の改正規定並びに次条第二項の規定は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)の施行の日から施行する。

2、前条ただし書に規定する規定の施行の日前に社会保険労務士又は社会保険労務士法人がその業務を行つた事件で、旧法第二十二条各号(第四号を除く)又は第二十五条の十七各号に該当するものは、それぞれ新法第二十二条第二項各号又は第二十五条の十七各号に該当する事件とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第二条第二項に規定する紛争解決手続代理業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

三十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明
 (注)社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十
 手續代理業務の付記の規定により社会保険労務士の登録にする
 験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。

別表第一第二十三号中

二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

四十二第一項の下に「(第二十五条の四十五の四)」を加える。

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

三十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明
 (注)社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十
 手續代理業務の付記の規定により社会保険労務士の登録にする
 験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。

一の三第一項(紛争解決に改め、同号(七)の六)を次のように改める。

紛争解決手続代理業務試験

に改め、同号(七)の六)を次のように改める。

と認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

右報告する。

平成十七年六月八日

厚生労働委員長 鳥下 一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 個別労働関係紛争の件数が急激に増加している現状にかんがみ、紛争をもたらしている諸要因の解消を図るべく、あらゆる政策努力を尽くすこと。

二 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体を指定するに当たっては、当該団体の状況につき適切な審査を行うとともに、指定後も公正かつ適正な業務が行われているか、把握すること。

三 社会保険労務士による裁判外紛争解決手続の代理業務等の運用に当たっては、利用者の利益や利便性を第一に考え、関係諸機関の連携協力体制の整備のため万全を期すこと。

四 特定社会保険労務士が人事労務管理に係る専門的知識・能力を活用しつつ、個別労働関係紛争における代理人として紛争解決手続を担うことができるよう、紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験については、必要な知識、実務能

力、職業倫理が担保されるようその内容の適正化を講じようすることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

五 紛争解決手続代理業務試験委員には、紛争解決手続代理業務に関して学識経験を有する者を必ず含めるよう、指導すること。

七(六) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録

イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項(登録)の社会保険労務士の登録	登録件数 一件につき三万円
ロ 社会保険労務士法第二条第二項(社会保険労務士の業務)の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	申請件数 一件につき五千円

八 (号外) 年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正

第六条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五条のうち社会保険労務士法別表第一第二十七号の改正規定中「附則第五条の二」を「第十二条第一項第十二号及び第十三号並びに附則第五条の二」に改める。

九 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び項目

本案は、社会保険労務士の人事労務管理に係る専門性を活用し、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 社会保険労務士は、紛争解決手続代理業務とし、現在、個別労働関係紛争に関して都道府県労働局が行うあつせんの代理を行つこ

- 2 紛争解決手続代理業務は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた特定社会保険労務士に限り行うことができるものとすること。
- 3 社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除すること。
- 4 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

社会保険労務士の人事労務管理に係る専門性を活用し、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 社会保険労務士は、紛争解決手続代理業務とし、現在、個別労働関係紛争に関して都道府県労働局が行うあつせんの代理を行つこ

- 2 紛争解決手続代理業務は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、かつ、その旨の付記を受けた特定社会保険労務士に限り行うことができるものとすること。
- 3 社会保険労務士の労働争議への介入を禁止する規定を削除すること。
- 4 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

三 社会保険労務士による裁判外紛争解決手続の代理業務等の運用に当たっては、利用者の利益や利便性を第一に考え、関係諸機関の連携協力体制の整備のため万全を期すこと。

四 特定社会保険労務士が人事労務管理に係る専門的知識・能力を活用しつつ、個別労働関係紛争における代理人として紛争解決手続を担うことができるよう、紛争解決手続代理業務に係る研修及び試験については、必要な知識、実務能

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 扇 千景

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月二十七日

官報(号外)

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	特例(第三十条—第三十二条)
第二章 健康保険法関係(第三条)	特例(第三十三条—第三十七条)
第三章 船員保険法関係(第四条)	第三節 不服申立てに関する特例等(第三十一条—第四十条)
第四章 国民健康保険法関係(第五条)	第一節 地方公務員等共済組合法関係
第五章 国民年金法関係	第二節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例(第四十一条)
第六章 被保険者の資格に関する特例(第六条)	第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例
第七章 不服申立てに関する特例(第七条)	第二款 給付等に関する特例
第八章 給付等の支給要件等に関する特例(第八条—第十一条)	第三款 給付等の額の計算等に関する特例
第九章 私立学校教職員共済法関係	第四款 長期給付等の支給要件等に関する特例
第十章 不服申立てに関する特例(第十七条)	第五款 長期給付等の額の計算等に関する特例
第十一章 厚生年金保険法関係	第六款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第十二条—第十六条)
第十二章 被保険者の資格に関する特例(第十八条)	第七款 不服申立てに関する特例(第十七条)
第十三章 保険給付等に関する特例	第八款 給付等の額の計算等に関する特例(第十二条—第十六条)
第十四章 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十九条—第二十二条)	第九款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第十五条—第十九条)
第十五章 保険給付等の額の計算等に関する特例(第二十三条—第二十七条)	第十款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第二十一条—第二十五条)
第十六章 不服申立てに関する特例(第二十八条)	第十一章 不服申立てに関する特例等(第六十一条—第六十五条)
第十七章 国家公務員共済組合法関係	第十二章 被用者年金各法の規定による給付に関する特例(第六十六条—第六十九条)
第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第二十九条)	第十三章 不服申立てに関する特例等(第六十一条—第六十五条)
第二節 長期給付等に関する特例	二 私立学校教職員共済法
第三節 不服申立てに関する特例(第二十八条)	三 フランス社会保障法令 協定第一条1(e)に規定するフランス共和国の法令をいう。
第七章 国家公務員共済組合法関係	四 日本国実施機関又はフランス実施機関その他機関又はフランス共和国の実施機関をいう。
第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第二十九条)	2 健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者(健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者)のうち、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受ける者は、同条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日雇特例被保険者(第五条第一項第三号
第二節 長期給付等に関する特例	
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例	

において「日雇特例被保険者」という。)としない。

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 船員保険法関係

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として船舶所有者(船員保険法第十条に規定する場合にあっては、同条の規定により船舶所有者とされる者)に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第十七条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者としない。

一 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

二 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は前項の規定により船員保険の被保険者としないこと

三 第二十九条の規定により健康保険の被保険者としないこととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者としないこと

四 第四十一条の規定により地方公務員等共済組合の規定により國家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者又は第五十四条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

五 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの

六 第一項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国民健康保険法関係

第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有す

る者であつて次の各号のいずれかに掲げるもの

は、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかるらず、国民健康保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に

ス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としないこととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者としないこと

四 第十八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十四条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

五 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの

六 第一項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

(被保険者の資格の特例)

第六条 日本国国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかるらず、国民年金の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に

ス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に

ス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者としないこととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者としないこと

四 第十八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされた者、第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十四条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

五 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの

六 第一項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

項の規定の適用については、当該フランス保険期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 紹付等に関する特例

第一款 紹付等の支給要件等に関する特例

(フランス保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第八条 フランス保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が當該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合に基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 フランス保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第十二条第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一項第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(第十二条第十三条及び第十七条において「老齢基礎年金の振替計算等」という。)に關し、それぞれ

官 報 (号 外)

当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかるわらず、同号中「(その額)」とあるのは「(フランス保険期間(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第五号に掲げるフランス保険期間をいう。)」であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「(の月数)」とあるのは「(の月数とを合算した月数)」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条
第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条
第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条
第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条
第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条
第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条
第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

フランス保険期間を有する者であつて、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入するこにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するに至るものに対する昭和六十年国民年

金等改正法附則第六十一条第一項の規定(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項に係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいづれかに該当するものとみなす。

六十五歳に達した日の属する月以後のフランスへ保険期間を有する者（同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。）について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは同日の属する月以後のフランス保険期間（社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の付例等に関する法律第二条第五号に掲げるフランス保険期間をいう。）と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(フランス保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件等の特例)

の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金

法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の二
第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五

を含む。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の

フランス保険期間であつて政令で定めるものを同法第五条第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者

社会保障に関する 及び同報告書

が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。以下同じ。)があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第十二条、第十四条第二項及び第十五条第二項において同じ。)又は国民年金法第五条第三項に規定する保険料免除期間(同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。

保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十一条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病
この限りでない。

による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第

三十条第一項第一号に該当した者とみなす。
(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

第十一条 フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がフランス特定保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第

三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死

亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

（第二款 給付等の額の計算等に関する特例）

(老齢基礎年金の支給が算定等の客の言算の特例)
第十二条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年

金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ當該各号に定める額(その者か当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者(第八条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第八条第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみなされたもの(以下この条において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数と当該特例による障害給付の受給権者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

三 第十三条 この法律の規定により支給する老齢又是障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。(障害基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第四条 第九条第一項又は第十条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、特例による障害基礎年金の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第五条 第八条第一項、第九条第二項又は第十八条による老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第一号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によって組織された共済組合(第二十四条第七項及び第五十九条第七項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振兴・共済事業団(第二十四条第七項及び第七十一条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかるわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第三項において準用する第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例による遺族基礎年金」という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料免除期間の月数と期間の月数とその者の保険料納付済の月数と合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率とする。

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができるることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」といふ)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法

による給付等の額)

第十六条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に加算する額に相当する部分をいう。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の

規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例
第十七条 第十二条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保險者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第六章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例
第十八条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障

障法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 フランス共和国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定第二章の規定によりフランス社会保障法令の規定の適用を受けるもの

障法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)
二 フランス共和国の領域内において就労する者であつて、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

四 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第

四十二条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第

五十四条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例
第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例
(フランス保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)
七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)
八 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の過的寡婦加算」という。)

九 第二十一条 フランス保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法

による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第一項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その

者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保險者期間を有しないときは、この限りでない。

2 フランス保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害程度を認定すべき日」という。)において厚生年金保険法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでない。

3 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、その者の死亡について厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当するときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年

金の被保険者期間とみなす。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十二条 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第

五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付である者があるときは、この限りでない。

第三条 第四十七条の三第一項の規定の適用について

は、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなす。

3 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、同条第一款第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十九条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金の加給

二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該期間であつて政令で定めるものの月数を、当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者の死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者の月数で除して得た率とする。

3 第十九条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十九条

の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定の適用については、同項ただし書に該当する場合においては、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日において同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四条第一項の規定及び第十九条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

(障害厚生年金等の計算の特例)

第二十四条 第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定により支給する障害厚生年金(以下この条及び次条において「特例による障害厚生年金」という。)の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二十一条第一項の規定による額は、同項の規定にかかる額に相当する額とする。

3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条第一項又は第二十一条第一項の規定による額にかかる額を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかる額は、同項の規定による額に相当する部分の額とする。

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法第四十八条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかる額より低いときは、従前の障害厚生年金に係る障害厚生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第二十一條第三項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第二項及び第四項の規定は当該障害手当金の同条ただし書の規定による額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であった期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めたものの月数とを合算した月数(第一項の規定による額)で除して得た率とす。

8 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定による額にかかる額を乗じて得た額とする。

9 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第五十条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「障害厚生年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第二

項の規定にかかるはず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前項の按分率は、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において「特例による遺族厚生年金」という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかるはず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月を超えるときは、三百月で除して得た率とする。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十六条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する給付であつて政令で定めるものを受けたことができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第三節 不服申立てに関する特例

第二十八条 第三十四条第七項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条第七項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十九条第七項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(厚生年金保険の被保険者期間に係るも

官 報 (号 外)

- 二　国共済法の退職共済年金の加給

三　国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

4　前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3　第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4　国家公務員共済組合の組合員であつて、第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法による退職共済年金の加給の額を改定する。

5　国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第三十条第一項の

規定により支給する国共済法の退職共済年金の
加給の受給権を有する者が六十五歳に達したと
きは、第三項の規定にかかわらず、その者の六
十五歳に達した日の翌日の属する月の前月まで
の国共済組合員期間を算定の基礎として、当該
国共済法の退職共済年金の加給の額を改定す
る。

第三十四条 第三十一条第一項の規定により支給

する障害共済年金（以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。）の国共済

法第八十二条第一項（後段を除く。）の規定による金額は、同項の規定にかかるわらず、同項第二

号の規定による金額（特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期

間であつて政令で定めるものの月数を合算した
月数が三百四十六日であることは、当該金額をあん

月数が三百月未満であるときは、当該金額に被

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定

による金額は、同項後段の規定にかかわらず、
同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得

た金額とする。

条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分（第五項において「国共齊法」の章書共

三重の見合ひへつづけ、同様の見合ひへつづけ、
「年金の配偶者加給」といふ。この額は、同条第

三項の規定にかかるる同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期

間であつて政令で定めるものの月数を合算した

月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額よりも低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第三十一条第三項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保險者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であった期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによ

者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法
して得た金額)とする。

の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共

済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかるらず、これら

の規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金

被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月

数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算)を月数(第一項の

定められた月数の合算した月数(第一回)の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月より余りを尋ニ至ニ

越えるときは三百月)で除して得た率とする。

4 第十五條の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺

族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正

法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用す

る。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十六条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十七条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等の額より低いときは、この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十八条 第十二条第四項、第二十四条第七項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十九条第七項第六十条第五項において準用する場合を含む。の規定による確認

る处分について不服がある者は、国共済法の定

めることにより、国家公務員共済組合審査会

に対して審査請求をすることができる。

2 第三十四条第七項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十四条第七項の規定による確認

の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第三十九条 国共済法第百三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算について

は、その経由したフランス実施機関に審査請求書を出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)第十五条规定第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)

第四十条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をることができる。

第八章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十一条 地方公務員等共済組合法(以下この

章において「地共済法」という。)の規定は、地共

済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共

済法第二百四十二条第一項及び第二項、第二百四十一条の二、第二百四十二条第一項並びに第二百四十一条の三第一項の規定により当該職員とみなさ

れる者を含む。)及び地共済法第二百四十二条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する

継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のう

ち、協定第二章の規定によりフランス社会保障

法令の規定の適用を受ける者には、適用しな

い。

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族

共済年金に加算する金額に相当する部分(以

下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加

算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第二百八号。以下「昭和

六十年地共済改正法」という。)附則第二十九

条第一項の規定により遺族共済年金に加算す

る額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共

濟年金の経過的寡婦加算」という。)

六 地共済法附則第二十八条の十

2 前項の規定により地共済法による退職共済年

金の受給資格要件である期間を満たすこととな

る者については、地共済法附則第二十八条の十

三第一項の規定は、適用しない。

(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病

による障害に係る障害共済年金等の支給要件等

の特例)

第四十三条 フランス特定保険期間中に初診日の

ある傷病による障害を有する者であつて、当該

障害に係る障害認定日において地共済組合員期

間を有するものは、地共済法第八十四条第一

項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の

満たさないものに限る。)を適用する場合におい

ては、その者のフランス保険期間であつて政令

で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職

共済年金に加算する加給年金額に相当する部

分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」と

いう。)

規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、地共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

3 フランス特定保険期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(地共済法第九十六条第一項に規定する退職の日をいう。附則第二十三条第一項において同じ。)において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第九十六条第一項の規定の適用については、当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいづれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(フランス特定保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十四条 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に死亡した場合は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるとき

は、この限りでない。

2 フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十五条 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定である。ただし、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とす

る。一 地共済法の退職共済年金の加給
二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算
三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済

法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

3 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 第四十二条第一項の規定により支給する地共

3 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共

済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地

いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の

障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第四十三条第三項の規定により支給する障害一時金の地共済法第

九十八条(後段を除く。)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時

金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これららの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保

障者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによ

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第四十七条 第四十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二

第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法

の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共

法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正

法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定める

ものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

4 第十五条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十条 第十二条第四項、第二十四条第七項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十九条第七項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(地共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、地共済法の定めによるところにより、地方公務員共済組合審査会に対し審査請求をすることができる。

2 第四十六条第七項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十六条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができる。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第五十二条 地共済法第一百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対し、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十三条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

(第九章 私立学校教職員共済法関係)

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第五十四条 私立学校教職員共済法(以下この章において「私学共済法」という。)の規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつ

れる審査請求は、同項の規定によるほか、フラン

ス社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における地共済法第一百七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したフランス実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第五十二条 地共済法第一百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対し、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十三条 地方公務員共済組合連合会は、地共

済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協

定に基づく連絡機関としての事業を行うものと

する。

(第九章 私立学校教職員共済法関係)

第一節 私立学校教職員共済法の適用範

囲に関する特例

第五十四条 私立学校教職員共済法(以下この章

において「私学共済法」という。)の規定は、私学

共済法第十四条第一項に規定する教職員等のう

ち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適

用しない。

3 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日のある月以後における私学共済加入者期間は、そ

の算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職

共済年金の加給の受給権を有する者が退職(準用国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかるらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十

歳に達したときは、第三項の規定にかかるらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第五十九条 第五十六条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例」)

て「特例による障害共済年金」という。)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかるらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済

年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかるらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に准用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかるらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を(第一項の月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数)を合算した月数を、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年

給の額より低いときは、第三項の規定にかかるらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第五十六条第三項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による

金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間において準用する場合は、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第六十条 第五十七条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかるらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のフランス保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数を、当該合算した月数を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の受給権者が配偶者加給の額に相当するものとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四四八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四四八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

6 第十五条の規定は私学共済法第四四八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四四八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十一条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付

法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四四八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかるらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年

給の額より低いときは、第三項の規定にかかるらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

4 前項第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十二条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付

官報（号外）

事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けられることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

（他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額）

第六十二条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

（私学共済法の規定による審査請求の特例）

第六十三条 第十二条第四項、第二十四条第七項（第二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第七項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十六条第七項（第四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による確認（私学共済加入者期間に係るものに限る。）に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることができる。

2 第五十九条第七項、第六十条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同

じ。）の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十九条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（私学共済法の規定による審査請求の手続の特例）

第六十四条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

（私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求の手続の特例）

第六十五条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、フランス社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したフランス実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

（文部科学大臣の権限）

第六十五条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第六十六条 第十九条、第三十条第一項、第四十一条第一項又は第五十五条第一項の規定による給付に係る調整（老齢給付の加給の支給の調整）

第六十七条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金各法による年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。）は、当該年金たる給付の受給権を有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（当該障害認定

加給（以下この条において「老齢給付の加給」という。）の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法第八十八条第一項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。

この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給を停止する。

（老齢給付の加給の支給の調整）

3 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの（前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者を除く。）は、当該期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

4 前三項の規定は、フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日又

は第三十一条第三項、第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日(以下「障害程度を認定すべき日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについて準用する。この場合において、第一項中「障害認定日」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「障害手当金又は障害一時金(以下「障害手当金等」という。)」と、「当該年金たる給付」とあるのは「当該障害手当金等」と、「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」と、第二項中「障害認定日において」とあるのは「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項」と、前項中「障害認定日において」とあるのは「次項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付の」とあるのは「第二十一条第一項、第三十一条第三項又は第五十六条第三項」と読み替えるものとする。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の第六十八条 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。)は、当該の期間のみを有するものとみなして、第二十二条第二項、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第五十七条第二項の規定を適用する。

2 フランス特定保険期間中に死亡した者又はフランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至った者がある場合における当該死亡に係る者を除く。)は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十二条、第三十二条、第四十四条又は第五十七条の規定を適用する。ただし、その者は

給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けたことができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第六十九条 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、國共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかるわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その支給の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにおいて、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

官 報 (号 外)

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書による第六十八条 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日がその一の期間中にある者に限る。)は、当該の期間のみを有するものとみなして、第二十二条第二項、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第五十七条第二項の規定を適用する。

2 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前項の規定により同一の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至った者がある場合における当該死亡に係る者を除く。)は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十二条、第三十二条、第四十四条又は第五十七条の規定を適用する。ただし、その者は

給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けたことができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第六十九条 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三条第二項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第九十九条の六第二項の規定にかかるわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その支給の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにおいて、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

第十一章 雜則

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第七十条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、フランス社会保険法(昭和二十八年法律第二百六号)第五条第二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、フランス社会保険法の規定により同種の請求を受理することとされているフランス実施機関を経由してすることができる。

一 国民年金法第一百一条第一項
二 国民年金法附則第九条の三の二第五項
三 厚生年金保険法第九十条第一項
四 厚生年金保険法第九十一条
五 厚生年金保険法附則第二十九条第六項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項

官 報 (号 外)

の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由したフランス実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(フランス社会保障法による申請等)

第七十一条 フランス社会保障法の規定により支給される障害年金、老齢年金又は遺族年金(第七十三条において「フランス年金」という。)の申請その他フランス社会保障法においてフランス実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「フランス社会保障法による申請等」という。)を行おうとする者は、当該フランス社会保障法による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をフランス実施機関に送付するものとする。

2 フランス社会保障法においてフランス実施機関に申し立てこととされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をフランス実施機関に送付するものとする。

(情報の提供等)

第七十二条 日本国実施機関又は社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法若しくは被用者年金各法(以下この項及び第七十六条において「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者であつた者又は公的年金各法による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条1(f)に規定するフランス共和国の権限のある当局又はフランス実施機関(次項において「フランス側保有機関」といいう。)に対して提供することができる。

第七十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。(実施命令)

第七十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・総務省令・財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。(政令への委任)

第七十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

二 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 施行日において、フランス保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五条第一項

く、当該文書をフランス実施機関に送付するものとする。

(情報の提供等)

第七十二条 日本国実施機関又は社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法若しくは被用者年金各法(以下この項及び第七十六条において「公的年金各法」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者であつた者又は公的年金各法による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条1(f)に規定するフランス共和国の権限のある当局又はフランス実施機関(次項において「フランス側保有機関」といいう。)に対して提供することができる。

第七十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。(実施命令)

第七十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・総務省令・財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。(政令への委任)

第七十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

二 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項

二 施行日において、フランス保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十一年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、フランス保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したもの

が、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料納付済期間(昭和六十一年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第九条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、フランス特定保険期間中にある者であること。

三 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めたる額について、第十四条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

4 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を參照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合

3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めたる額について、第十四条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

るものに受給権を有する者については、適用しない。

4 第二項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)

第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(フランス保険期間及び他の法令及び他の法令による障害基礎年金の支給額に関する規定の適用に係るものに限る。)に係るこの法律及

間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に係る必要な事項は、政令で定める。

第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、フランス保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、

施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者と妻又は子に、国民年金法第三十

七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該

第五条の規定による障害基礎年金の支給に係る経過措置)

第六条 第八条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び附則第九条並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第十二条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

第七条 第八条第一項の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金法次条において「旧国民年金法」という。による通算老齢年金について準用する。

第八条 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十一年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第二十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がフランス特定保険期間中にあらものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第二項第一号に該当する者であつたものとみなす。

第九条 障害認定日が施行日前において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第六条 フランス保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた

官 報 (号 外)

であつて次の各号のいずれかに該当したもの
が、当該障害認定日において、当該傷病により
厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障
害等級に該当する程度の障害の状態があり、か
つ、厚生年金保険の被保険者期間を有するとき
は、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支
給する。ただし、その者が、当該障害につき、
第二十条第一項、同法第四十七条第一項ただし
書並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第六
十四条第一項及び第六十五条の規定を参照して
政令で定める受給資格要件を満たさない場合
は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、フランス特定保
険期間中にある者であること。

2 第二十四条第一項、第四項及び第七項の規定
による額について、第二十四条第二項、第四項
及び第七項の規定は前項の規定により支給する
障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定によ
る額について、第二十四条第三項から第五項ま
で及び第七項の規定は前項の規定により支給す
る障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規
定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とす
る年金たる給付であつて政令で定めるもの受
給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、
施行日の属する月の翌月から始めるものとす
る。

(施行日前の障害程度を認定すべき日において
障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する
経過措置)

第十一条 障害程度を認定すべき日が施行日前にあ
る傷病に係る初診日において、フランス保険期
間を有する者であつて次の各号のいずれかに該
当したものが、当該障害程度を認定すべき日に
おいて、当該傷病により厚生年金保険法第五十
五条第一項の政令で定める程度の障害の状態に
あり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有
するときは、その者に、同項の障害手当金を支
給する。ただし、その者が、当該障害につき、
第二十条第二項、同法第五十五条第二項におい
て準用する同法第四十七条第一項ただし書並び
に昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十四条
第一項及び第六十五条の規定を参照して政令で
定める受給資格要件を満たさない場合は、この
限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、フランス特定保
険期間中にある者であること。

2 第二十四条第一項、第四項及び第七項の規定
による額について、第二十四条第二項、第四項
及び第七項の規定は前項の規定により支給する
障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定によ
る額について、第二十四条第三項から第五項ま
で及び第七項の規定は前項の規定により支給す
る障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規
定により加算する額について準用する。

3 初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病
による障害等に係る障害厚生年金等の支給を受
けて準用する。

第十一条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が
昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日
が同日前にある傷病による障害(フランス保険
期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する
者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の
法令による障害厚生年金又は障害手当金の支給
要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事
項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に
関する経過措置)

第十二条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者
であつた者であつてフランス保険期間を有する
ものが、施行日前に死亡した場合であつて、当
該死亡した日において次の各号のいずれかに該
当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険
法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給す
る。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は
被保険者であつた者(第一号から第三号までの
いずれかに該当する者に限る。)が第二十条第三
項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和
六十一年国民年金等改正法附則第六十四条第二
項及び第六十五条の規定を参照して政令で
定める受給資格要件を満たす者であるとき。

二号に該当するときを除く。)。

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつ
て、厚生年金保険の被保険者であつた間又は
フランス特定保険期間中に初診日がある傷病
により死亡し、かつ、当該初診日から起算し
て五年を経過していないものであるとき(前
二号に該当するときを除く。)。

四 第十九条、厚生年金保険法第四十二条第二
号及び附則第十四条並びに昭和六十一年国民年
金等改正法附則第五十七条の規定を参照して
政令で定める受給資格要件を満たす者である
とき。

二並びに昭和六十一年国民年金等改正法附則第七
十二条第二項の規定は、前項の場合について準
用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保
険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第
一号から第三号までのいずれかに該当し、か
つ、同項第四号にも該当するときは、その遺族
が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出
をした場合を除き、同項第一号から第三号まで
のいずれかのみに該当し、同項第四号には該當
しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該
当することにより支給する遺族厚生年金は厚生
年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号
までのいずれかに該当することにより支給する
遺族厚生年金と、第一項第四号に該当すること
により支給する遺族厚生年金は同条第一項第四
号に該当するものとみなす。

号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十九条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。
第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十五条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十五条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十五条第二項、第三項及び第五項

四 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

七 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)

第十三条 フランス保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚

生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

第十四条 第十九条の規定は、昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老

齢年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老

齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老

齢年金

四 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十三条第一項及び第二項の規定を参考して政令で定めるところによる。

五 第十五条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当し

ない程度の障害の状態にある受給権者に係るものと除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がフランス特定保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦

高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦の初診日がフランス特定保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日が施行日前にある傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日に

おいて、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第二十一条までにおいて「国共済法」という。第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第二項の障害共済年金を支給する。

六

第七条 第三十四条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十四条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障

官報 (号外)

害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する経過措置)

第十七条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの（当該初診日において、国家公務員共済組合の組合員であった者を除く。）が、当該退職の日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他政令で定める者である場合については、この限りでない。

2 第三十四条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七（後段を除く。）の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給）

昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害（フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第十九条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつてフランス保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日ににおいて次の各号のいずれかに該当したとき（当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であった場合を除く。）は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間ににおいて国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあるとき。

二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき（前号に該当するときを除く。）。

三 第三十条第一項、国共済法第八十八条第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の額に相当する額

項第四号及び昭和六十一年四月一日前に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第十四条第一項から第三項までの規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十条第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより加算する額に相当する部分

6 第三十条第一項（第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十五条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十五条第一項、第三項及び第五項

三 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共

濟法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十五条第一項、第三項及び第五項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年四月一日前に該当することにより支給する遺族共済年金の額 第三十五条第一項及び第二項

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年四月一日前に該当することにより加算する額に相当する部分

6 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十一年四月一日前に該当することにより加算する額に相当する部分

7 第一項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（昭和六十一年四月一日前に死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給）

第二十条 フランス保険期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡

した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国共済法の規定による審査請求の手続の特例に関する経過措置）

第二十一条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第三条第一項の規定による審査請求については、第

三十九条の規定は、適用しない。
（施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置）

第二十二条 障害認定日が施行日前にある傷病に

ある者（当該初診日がフランス特定保険期間中の組合員であつた者を除く。）が、当該障害認定日に

おいて、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地方公務員等共済組合法（以下この条から附則第二十七条までにおいて「地共済法」という。）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給す

る。

2 第四十六条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十六条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十六条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金

地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第二項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る地共済法による障害共済年金等の支給）

第二十四条 病気によりかかり、若しくは負傷した日が同日前にある傷病による障害（フランス保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る。）に係るこの法律及び他の法令によ

る地共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置）

第二十五条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて、当該退職の日において地共済組合員期間を有するもの（当該初診日において地方公務員共済組合の組合員であつた者を除く。）が、当該退職の日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法による障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職の日において地共済法第九十七条各号のいずれかに該当する者に、同項の障害一時金を支給する。

（施行日前の死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。）は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間ににおいて地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参照して政令で定める事由に該当した場合には、この限りでない。

2 第四十六条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第九十八条（後段を除く。）の規定による金額について、第四十六条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第九十九条第一項第一号に掲げる金額について、第四十六条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共

一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用す

る。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項第一号から第三号までを除く。）の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができ

る者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件

る。

2 第四十六条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の額について、第四十六条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の地共

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあるとき。

二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき（前号に該当するときを除く。）。

三 第四十二条第一項、地共済法第九十九条第

である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四

十七条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共

濟法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十七条第二項第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十五条

第一項及び第一項
四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの受給権を有する者については、適用しない。
8 第一項の規定による遺族共済年金の支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

る。

(昭和六十一年四月一日前に死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

第二十六条 フランス保険期間及び地共済組合員

期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し

必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手続の特例に関する経過措置)

第二十七条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第百十

七条第一項の規定による審査請求については、第五十二条の規定は、適用しない。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十八条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にある者

(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷

病により私立学校教職員共済法(次条から附則第三十三条までにおいて「私学共済法」という。)が、当該退職の日において障害の一時金の支給に関する経過措置)

第二十九条 退職の日が施行日前である者であつて、職務によらない傷病に係る初診日がフランス特定保険期間中にあるもの(当該初診日において私学共済制度の加入者であつた者を除く。)が、当該退職の日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第五十九条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用

用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第五十九条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支

給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十九条第三項から第五

項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用

する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金等の支給)

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の私学共済法による障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に関する経過措置)

5 第三十一条 病気により負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(フランス保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金又は障害一時金等の支給)

6 第三十一条 私学共済制度の加入者であつた者による金の支給に関する経過措置)

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

7 第三十二条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき

(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、

8 第三十三条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当する者その他の政令で定められた場合に准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

9 第三十四条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

10 第三十五条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

11 第三十六条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

12 第三十七条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

13 第三十八条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

14 第三十九条 私学共済制度の加入者であつた者であつて、当該死亡した日において准用国共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

は前項の規定により支給する障害一時金の準用

国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第五十九条第二項、第四

項及び第七項の規定は前項の規定により支給す

る障害一時金の準用国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額

一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第五十九条第三項から第五

項まで及び第七項の規定は前項の規定により支

給する障害共済年金の受給権を參照して政令で定める事由に該當

した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日がフランス特定保険期間中にあるとき。

二 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)。

三 第五十五条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十三条、第四十四条並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であった者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十五条第一項第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当すること

により遺族共済年金の支給を受けることができ

る者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の

二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第六十条第一項、第三項及び第五項	二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共
---	---

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十二条 フランス保険期間及び私学共

死者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共

済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に

関し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手続の特

例に関する経過措置)

第三十三条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第

三十六条第一項の規定による審査請求について

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等

の特例)

第三十四条 フランス保険期間及び昭和六十一年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第百七条の規定

の例によることとされる昭和六十一年国共済改

正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとす

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共

済法による遺族共済年金の支給)

第三十二条 フランス保険期間及び私学共

死者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共

済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に

関し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手続の特

例に関する経過措置)

第三十三条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第

三十六条第一項の規定による審査請求について

(旧船員保険法による老齢年金等の支給要件等

の特例)

第三十四条 フランス保険期間及び昭和六十一年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十一年国民年金等改正法附則第百七条の規定

による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のフランス保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)による通算対象期間その他

の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齢年金

(第三項において「旧船員保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年

金

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齢年

金

三 第一項の規定により支給する遺族共済年金

の額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金

に私学共済法第四十八条の二の規定によりそ

の例により支給する遺族共済年金

の額に相当する部分の額 第十五条

三 第一項の規定により支給する遺族共済年金

の額に相当する部分の額 第十五条

官報(号外)

2 前項の規定により支給する老齢年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る)の額は、同号又は同条第一項の規定にかかるわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齢年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十五条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がフランス特定保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定について、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保險の被保険者であつたものとみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

第三十六条 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係るものに限る)を有する者である前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定事由とする被用者年金各法による年金たる

給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十七条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは、「附則第九条、第十六条第二十二条第一項」である。(附則第九条、第十六条第二十二条第一項又は第五十六条第一項)と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害程度を認定すべき日等が施行日前にあるものに限る)を有する者であつて、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十七条第四項において読み替えて準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十一条第三項、第三十一条第三項、第四十三条第三項又は第五十六条第三項」とあるのは、「附則第十条、第十七条、第二十条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に関する経過措置)

第三十七条 フランス特定保険期間中に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)

二条、第三十二条、第四十四条又は第五十七条」とあるのは、「附則第十二条、第十九条、第三十五条又は第三十一条」と読み替えて同項の規定を準用する。

2 フランス特定保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する前に死亡した者であつて、当該死亡した日ににおいて二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日前にあるものに限る)については、第六十八条第二項中「第二十一条第二項、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第五十七条第二項」とあるのは、「附則第十二条、第十九条、第三十五条又は第三十一条」と、同条第二項中「第二十二条第二項、第三十二条第二項、第四十四条第二項又は第五十七条第二項」とあるのは、「附則第十二条、第十九条、第三十五条又は第三十一条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例に関する経過措置)

第三十九条 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第七十条第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十一条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第四十四条の四 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 健康保険法関係(第三条)
第三章 国民健康保険法関係(第四条)
第四章 国民年金法関係
第一節 被保険者の資格に関する特例(第五条・第六条)
第二節 給付等に関する特例
第一款 給付等の支給要件等に関する特例
(第七条—第十一条)
第二款 給付等の額の計算等に関する特例
(第十一条—第十五条)
第三款 不服申立てに関する特例(第十六条)
第五章 厚生年金保険法関係
第一節 被保険者の資格に関する特例(第十一条)
第二節 保険給付等に関する特例
第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例(第十八条—第二十一条)
第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例(第二十二条—第二十六条)
第三節 不服申立てに関する特例(第二十七条)
第六章 国家公務員共済組合法関係
第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例(第二十八条)
第二節 長期給付等に関する特例
第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十四条—第五十六条)
第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十七条—第六十一条)
第三節 不服申立てに関する特例等(第六十二条—第六十四条)
第九章 被用者年金各法の規定による給付に関する特例(第六十五条—第六十八条)
第十章 雜則(第六十九条—第七十五条)
第二節 長期給付等に関する特例
附則

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第二十九条—第三十一条)

第一章 総則(趣旨)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第三十二条—第三十六条)

それぞれ協定第一条1(e)に規定する日本国実施機関又はベルギー王国の実施機関をいう。

第三款 不服申立てに関する特例等(第二十七条—第三十九条)

五 ベルギー保険期間 協定第一条1(f)に規定するベルギー王国の保険期間をいう。

第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者は、健

あつて次の各号のいずれかに掲げるものは、健

康保険法第三条第一項の規定にかかるらず、健

康保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保

障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー

社会保険法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第二十八条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十三条の規定により私立学校教職員共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

四

れぞれ協定第一条1(e)に規定する日本国実施機関又はベルギー王国の実施機関をいう。

五 ベルギー保険期間 協定第一条1(f)に規定するベルギー王国の保険期間をいう。

六 ベルギー社会保険法令 協定第一条1(c)に規定するベルギー社会保険法令の規定の適用を受ける者は、同条第二項の規定にかかるらず、同項に規定する日雇特例被保険者(次条第一項第三号において「日雇特例被保険者」という。)としない。

七 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。

八 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)

九 私立学校教職員共済法

一〇 国家公務員共済組合法

一一 厚生年金各法(第九章を除く。)

一二 健康保険法

一三 ベルギー社会保険法令 協定第一条1(c)に規定するベルギー社会保険法令の規定の適用を受ける者は、同条第二項の規定にかかるらず、同項に規定する日雇特例被保険者(次条第一項第三号において「日雇特例被保険者」という。)としない。

一四 日本国実施機関又はベルギー実施機関そ

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の

平成十七年六月十日 衆議院会議録第二十九号

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書 六七

資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 国民健康保険法関係

第四条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

三 前条第一項の規定により健康保険の被保険者としないこととされた者、同条第二項の規定により日雇特例被保険者としないこととされた者、第二十八条の規定により国家公務員組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五十三条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者、第四十条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者は第五十三条の規定により私立学校教職員共済法の規定を適用しないこととされた者又は第五十三条の規定により国民健康保険法の規定を適用しないこととされた者であつて、婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。(又は子であつて政令で定めるもの)

前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

(被保険者の資格の特例)

第五条 日本国に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

三 第十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされた者、第二十八条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第四十条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者は第五十三条の規定により私立学校教職員共済法の規定により国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

二 ベルギー保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金(第十一条第一項第一号において「退職共済年金」という。)の受給権者(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十四条第一号に該当しない者に限る。)の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分(第十一条、第十二条及び第十六条において「老齢基礎年金の振替加算等」という。)に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「(その

期間は、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第七条 ベルギー保険期間を有し、かつ、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものについて、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

八 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

九 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十七 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十八 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

十九 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

額とあるのは「(ベルギー保険期間・社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第五号に掲げるベルギー保険期間をいう。)であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「(月数)とあるのは「(月数とを合算した月数)とする」。

関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第二条第五号に掲げるベルギー保険期間をいう。)であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額」と、「(月数)とあるのは「(月数とを合算した月数)とする」。

係る部分に限る。)の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後のベル

ギー保険期間を有する者(同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。)について、

昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中

「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるの

は「同日の属する月以後のベルギー保険期間(社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に

関する法律第二条第五号に掲げるベルギー保険期間をいう。)」と、「同法」とあるのは「国民年金法」とする。

(ベルギー保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件等の特例)

第八条 ベルギー保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)による障害について国民年金法第三十条第一項ただし書(同法第三十条の二第二項、第三十条の三第二項、第三十四条第五項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第三十条第一項ただし書の規定の適用については、その者の傷病について政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金

算して一年六月を経過した日(その期間内にその傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。以下同じ。)があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次条第一項、第十一条、第十三条第二項及び第十四条第二項において同じ。)があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。)において保険料納付済期間(昭和六十年国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。)において保険料納付済期間(同法第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものと除く。以下「保険料免除期間」という。)を有しないときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び保険料納付済期間

について国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間を有する者が、その者の死亡に

ついて国民年金法第三十七条ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用について

は、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金

の被保険者期間とみなす。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第九条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十条第一項、第三十条の二第一項又は第三十条

(以下「保険料納付済期間」という。)である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起

支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病によ

る障害を有する者は、国民年金法第三十四条第

四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適

用については、当該初診日において同法第三十

一条第一号に該当した者とみなす。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族基礎年

金の支給要件の特例)

第十条 ベルギー保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者がベルギー保険期間中に死亡した場合は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定められたものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)

第十一條 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかる

らす、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときには、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この

条において「老齢厚生年金等」という。)の受給

権者第七条第二項の規定により昭和六十年

国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号

に該当するに至つた者に限る。次項第一号に

おいて同じ。)の配偶者 同条第一項の規定によ

る老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比

率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の

老齢厚生年金等の受給権を有しているとき

は、一の老齢厚生年金等の受給権を有してい

るものとしてそれぞれ計算した額のうち最も

高いもの)

二 第七条第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのいずれかに該当する者とみなさ

れたもの(以下この条において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年

金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該中高齢特例該当者が昭和

六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までのうち二以上に該当す

るものであるときは、同項第四号から第七号までの一に該当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金等法による障害共済年金の受給権者昭和六十年国民年金等改正法附則第

十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規

定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按

分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按

分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

平成十七年六月十日 衆議院会議録第二十九号

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

六九

受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号から第七号までに規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数と当該特例による障害給付の受給権者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等の受給権者に対し更に老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかるず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者

年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合(第二十三条第七項及び第五十八条第七項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振兴・共済事業団(第二十三条第七項及び第七十条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)

第十二条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十三条 第八条第一項又は第九条第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかるわらず、これらの規定にかかるわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第二項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第二項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

2 前項の按分率は、特例による障害基礎年金の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に相当する額は、これらの規定により加算する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができるることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に加算する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかるわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十五条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(同法による給付又は給付に相当する額に相当する部分をいう。以下この条

金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかるわらず、これららの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、特例による遺族基礎年金に相当する額は、これらの規定にかかるわらず、これららの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

官 報 (号 外)

において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第十六条 第十一条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保險者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第五章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十七条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法令の規定を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー

において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額とする。

社会保障法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第二十八条の規定により国家公務員共済組合法の規定を適用しないこととされた者、第五十四条の規定により地方公務員等共済組合法の規定を適用しないこととされた者又は第五

十三条の規定により私立学校教職員共済組合法の規定を適用しないこととされた者

2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十八条 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

(ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 ベルギー保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第

四十七条第一項たゞし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七条

第一項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十

五年保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

(ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 ベルギー保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第

四十七条第一項たゞし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七条

第一項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十

五年保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金

二 遺族厚生年金

三 特例老齢年金

四 特例遺族年金

五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過的寡婦加算」という。)

(ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 ベルギー保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第

四十七条第一項たゞし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七条

第一項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第四十

七条の三第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、厚生年金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第二項ただし書きの規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者があつたものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚生年金保険法第五十五条第一項の規定の適用については、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十一条 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、厚生年金保険法第五十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が

厚生年金保険法第五十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書きの規定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第二十二条 第十八条の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等のうち次に掲げる

ものの額は、当該厚生年金保険法による保険給付等の額に規定する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該

当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金の加給

二 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算

三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年金保険法による保険給付等の受給権者又は当該厚生年金保険法による保険給付等の支給事由となつた死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額については、当該老齢厚生年金の受給権を有する者がその権利を取得した月以後における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被保険者となることなくして、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、その厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その厚生年金保険法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得た額(同条に規定する加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもののうち二以上に該当するときは、一の加算の要件に関する規定に該

当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)とする。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えたる同法第四十四条第一項の規定及び第十八条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者である月における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とする。

3 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乘じて得た額とする。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乘じて得た額とする。

1 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

5 特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金の額を改定する。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第三項の規定による額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

給の額を改定する。
(障害厚生年金等の額の計算の特例)

第二十三条 第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による額は、これらの規定にかかる規定により支給する障害厚生年金(以下この規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない)の厚生年金保険法第五十条第一項又は

第二項の規定による額は、これらの規定にかかる規定により支給する障害厚生年金(以下この規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、特例による障害厚生年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月以上である場合は、この限りでない)の厚生年金保険法第五十条第一項又は

る規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という)。

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」とい

う。)

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二百五号。以下「昭和六十一年国共済改正法」という。)附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の第十項の規定は、適用しない。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第三十条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有

するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該政令で定めるものの受給権を有する場合であつては、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある公務によらない傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。附則第十七条第一項において同じ。)において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十七条の五第一項の規定の適用については、当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

4 本に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

2 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者、ベルギー保険期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項

第三款 長期給付等の額の計算等に関する特例)

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

3 第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したとき(第三項の規定にかかるはず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による长期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定め

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

(ベルギー保険期間中に死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第三十一条 ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、国共済法第八十八条の規定の適用

について、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの

の支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

た率とする。

3 第二十九条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

官報 (号外)

「特例による障害共済年金」という。)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前二項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間に相当する月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間に相当する月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権者が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より

低いときは、第三項の規定にかかわらず、從前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第三十条第三項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これららの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第三十四条 第三十三条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかる

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これららの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間に相当する月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

4 第十四条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十五条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付する政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十六条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十七条 第十一条第四項、第二十三条第七項(第二十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十八条第七項(第五十九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による認(国共済組合員期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、國家公務員共済組合審査会に対し審査請求をすることができる。

2 第三十三条第七項第三十四条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、国共済組合員期間以外の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(国共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第三十八条 国共済法第百三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ベル

ギー社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したベルギー実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)

第三十九条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 地方公務員等共済組合法関係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例

第四十条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三条の二、第百四十二条第一項並びに第百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第百四十一条に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、協定第二部の規定によりベルギー社会保障

法令の規定の適用を受ける者には、適用しな

い。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第四十一条 ベルギー保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員である期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共

済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法による長期給付等」とい

う。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」とい

う。)に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に

付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等に

付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等に

付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等に

付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等に

付等の受給資格要件又は加算の資格要件である

期間を満たさない者について、当該支給要件等に

いう。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族

共済年金に加算する金額に相当する部分(以

下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加

算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正す

る法律(昭和六十一年法律第百八号。以下「昭和

六十年地共済改正法」という。)附則第二十九

条第一項の規定により遺族共済年金に加算す

る額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共

済年金の経過的寡婦加算」という。)

2 前項の規定により地共済法による退職共済年

金の受給資格要件である期間を満たすこととな

る者については、地共済法附則第二十八条の十

三第一項の規定は、適用しない。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病によ

る障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特

例)

第四十二条 ベルギー保険期間中に初診日のある

傷病による障害を有する者であつて、当該障害

に係る障害認定日において地共済組合員期間を

有するものは、地共済法第八十四条第一項、第

八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の

適用については、当該初診日において地方公務

員共済組合の組合員であつたものとみなす。た

だし、その者が、当該障害を給付事由とする年

金である給付であつて政令で定めるものの受給

権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び地共済組合員期間を有

する者が、ベルギー保険期間中に初診日がある

傷病により当該初診日から起算して五年を経過

する日前に死亡した場合(その者が地共済法第

九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項

本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の

適用については、同条第一項第二号に該当する

ものとみなす。この場合においては、前項ただ

し書の規定を準用する。

官報(号外)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十四条 第四十一条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額を改定する。

かかわらず、当該規定による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給

二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

四 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済

法による長期給付等の受給権者又は当該地共済

法による長期給付等の給付事由となつた死亡に

係る者の地共済組合員期間であつて政令で定め

るもの月数を、当該地共済法による長期給付

等の受給資格要件又は加算の資格要件である期

間であつて政令で定めるものの月数で除して得

た率とする。

五 地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法による退職共済年金の加給の額を改定する。

五 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十一条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十

五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第四十六条 第四十三条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による障害共済年金」という。)の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間で合算した月数第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

4 前項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間で合算した月数とその者のベルギー保険期間を算定の基礎として、当該地

地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地

定の適用を受けようとする者の被用者年金被保險者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによ

る。

(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第四十七条 第四十二条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金等の額の計算の特例」)

第五十条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による障害共済年金の加給の額を改定する。

6 第一項及び第四項の規定は第四十二条第三項の規定により支給する障害一時金の地共済法第九十八条(後段を除く。)の規定による金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時

金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規

定の適用を受けようとする者の被用者年金被保險者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第四

十一条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職

平成十七年六月十日 衆議院会議録第二十九号

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を越えるときは、三百月)で除して得た率とする。

に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例等

第四十九条 第十一条第四項、第二十三条第七項

第十四条の規定は昭和六十一年地共済改正法附則第三十三条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十四条第一

項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。
5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十七条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けうることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の事由に関する法律は、文部省令による。

（他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額）

第四十八条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地主各去による長期合算等

(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額

眞に鬼三十六三務下回は、島三友が二〇去難

項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対し

て、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものと

第八章 私立学校教職員共済法關係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例

第五十三条 私立学校教職員共済法（以下この章において「私学共済法」という。）の規定は、私学

共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適

一 日本国の領域内において就労する者であつて用しない。

て、協定第二部の規定によりベルギー社会保障法の規定の適用を受けるもの

二 ベルギー王国の領域内において就労する者であつて、協定第二部の規定によりベルギー

社会保障法令の規定の適用を受けるもの

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(ベルギー保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十四条 ベルギー保険期間及び私学共済法第
十七条第一項に規定する加入者期間(以下「私学

共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金等の支給要件等の特例)

第五十五条 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 ベルギー保険期間中に初診日による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該初診日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある職務による傷病による障害を有する者であつて、その退職の日(準用国共済法第八十七条の五第一項に規定する退職の日をいう。附則第二十九条第一項において同じ。)において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十七条の規定の適用については、当該初診

日において私学共済制度の加入者であったものとみなす。ただし、その者が、当該退職の日ににおいて準用国共済法第八十七条の六各号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

(ベルギー保険期間中の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十六条 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に死亡した場合は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定められたもの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 ベルギー保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、ベルギー保険期間中に初診日による傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第五十七条 第五十四条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に相当する規定であつて政令で定めるも

のにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二(第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十

五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金等の額の計算の特例)

第五十八条 第五十五条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の準用国共済法第八十二条第一項後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月末満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の

障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかるわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数を、当該合算した月数とその者のベルギー保険期間であつて政令で定めるものの月数とを合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかるわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項及び第四項の規定は第五十五条第三項の規定により支給する障害一時金の準用国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定による

金額について、第二項及び第四項の規定は当該障害一時金の同条第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保險者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組

合員であつた期間であるときは、当該共済組合の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第五十九条 第五十六条の規定により支給する遺族共済年金 特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかるわらず、同号イの規定による金額(特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものの月数を合算した月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる

が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第六十一条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、支給された額のうち最も高いものは、それぞれ計算した額のうち最も高いものにより支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

4 第十四条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十四条第一項及び第二項の規定は私

共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十一年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第七項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第六十二条 第十一条第四項、第二十三条第七項(第二十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十三条第七項(第三十四条第五項において準用する場合を含む。)又は第四十五条第七項(第四十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による確認(私学共済加入者期間に係るものに限る。)に関する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対し審査請求をすることができる。

6 第五十八条第七項第五十九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十八条第七項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に関する処分についての不服の理由とすることができない。

(私学共済法の規定による審査請求の手続の特例)

第六十三条 私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、ベルギー社会保険法令の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してすることができる。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由したベルギー実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述し

額に相当する額とする。

(第三節 不服申立てに関する特例等)

(私学共済法の規定による審査請求の特例)

た時に審査請求があつたものとみなす。

(文部科学大臣の権限)

第六十四条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第九章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の支給の調整)

第六十五条 第十八条、第二十九条第一項、第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に二以上の老厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者については、国家公務員共済組合法第七十九条第七項(私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第八十一条第八項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の支給を停止し、その間、他の老齢給付の支給の支給を停止する。

(二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例)

第六十六条 ベルギー保険期間中に初診日のある

傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直前の資格を喪失した日の前日に

を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。」は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十条

第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定を適用する。

2 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

3 ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有するものとみなして、第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により同一の障害を支給する被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。」は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定を適用する。

4 前三項の規定は、ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三十条第三項、第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の日(以下「障害程度を認定すべき日等」という。)において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについて準用する。

5 条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつては、その者を当該資格を喪失した日前の直前の資格を喪失した日の前日に

を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。」は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかつた場合にあつても、同様とする。

6 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と、前項中「障害認定日において」とあるのは「次項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、「年金たる給付」とあるのは「障害手当金等」と、「当該障害認定日」とあるのは「当該障害程度を認定すべき日等」と、「第二十条第一項、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは「第二十条第三項、第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と読み替えるものとする。

7 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

8 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

9 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

10 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

11 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

12 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

13 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

14 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

15 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

16 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

17 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

18 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

19 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

20 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

21 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

22 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

23 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

24 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

25 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

26 第三十一条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項とあるのは「第二十条第三項、第三十三条」と読み替えるものとする。

受給権を有するに至つた者がある場合における当該死亡に係る者を除く。)は、当該死亡した日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条、第三十二条、第四十三条又は第五十六条の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによつても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあつても、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)

第六十八条 第十八条、第二十九条第一項、第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかるわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

(第十章 雜則)

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第六十九条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(ベルギー社会保障法令による申請等)

第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齢給付、遺族給付又は障害給付(第七十二条において「ベルギー年金」という。)の申請又は申告(以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等(国家公務員共済組合を除く。)に限る。)に提出することができる。この場合において、当該日

止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

2 第十八条、第二十九条第一項、第四十一条第二項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかるわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

(第十章 雜則)

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第六十九条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(ベルギー社会保障法令による申請等)

第七十一条 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国民年金法若しくは被用者年金各法(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者若しくは加入者であった者又は国民年金法若しくは被用者年金各法第七十五条において「公的年金各法」という。)による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条1(d)に規定するベルギー王国の権限

二項(同法第三十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、ベルギー社会保障法令の規定により同種の請求を受理することとされているベルギー実施機関を経由してすることができる。

2 ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に申し立てこととされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

2 ベルギー社会保障法令においてベルギー実施機関に申し立てこととされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書をベルギー実施機関に送付するものとする。

2 第十八条、第二十九条第一項、第四十一条第二項又は第五十四条第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算(以下この項において「遺族給付の経過的寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第四項(私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第四項の規定にかかるわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過的寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過的寡婦加算の支給を停止する。

(第十章 雜則)

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例)

第六十九条 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(ベルギー社会保障法令による申請等)

第七十条 ベルギー社会保障法令の規定により支給される老齢給付、遺族給付又は障害給付(第七十二条において「ベルギー年金」という。)の申請又は申告(以下この項において「ベルギー社会保障法令による申請等」という。)を行おうとする者は、当該ベルギー社会保障法令において「ベルギー年金」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者若しくは加入者若しくは加入者であつた者又は国民年金法若しくは被用者年金各法第七十五条において「公的年金各法」という。)による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条1(d)に規定するベルギー王国の権限

のある当局又はベルギー実施機関(次項において「ベルギー側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、ベルギー側保有機関から

提供を受けた情報であつて個人に関するものに

ついて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定によるほか、これらの法律における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(戸籍の無料証明)

第七十二条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、ベルギ一年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、ベルギー社会保障法令の適用を受ける者、ベルギー社会保障法令の適用を受けたことがある者又はベルギ一年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に記入し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)

第七十三条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第七十四条 この法律に特別の規定があるものを

除くほか、この法律の実施のための手続その他

その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令・総務省令・財務省令、

文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第七十五条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

う。)において、六十五歳を超える者であつて第

七条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける

権利を取得したものに対する国民年金法第二十

八条の規定の適用については、同条第一項中

「六十六歳に達する」とあるのは「その受給権を

取得した日から起算して一年を経過する日」

と、「六十五歳に達した」とあるのは「当該老齢

基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」

と、「同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」とする。

(施行日における各号に対する当該各号に定め

る規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保

障に関する日本国とベルギー王国との間の協定

の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する

法律の施行の日において」と、「当該六十五

歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

二 施行日において、ベルギー保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十

年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)

二 施行日において、当該障害認定日における障害の状態に

ある者(昭和六十一年四月一日以前に障害基

礎年金等の支給に関する経過措置)

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。

二 当該初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

2 第十三条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十三条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第二項の規定により加算する額について

2 第十三条规定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十三条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第二項の規定により加算する額について

る規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保

障に関する日本国とベルギー王国との間の協定

の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する

法律の施行の日において」と、「当該六十五

歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

二 施行日において、ベルギー保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十

年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態に

ある者の障害基礎年金の支給に関する経過措

置)

二 施行日において、当該障害認定日における障害の状態に

ある者(昭和六十一年四月一日以前に障害基

礎年金等の支給に関する経過措置)

る規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保

障に関する日本国とベルギー王国との間の協定

の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する

法律の施行の日において」と、「当該六十五

歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。

二 施行日において、ベルギー保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十

年国民年金等改正法附則第十五条第一項

(施行日前の障害認定日において障害の状態に

ある者の障害基礎年金の支給に関する経過措

置)

二 施行日において、当該障害認定日における障害の状態に

ある者(昭和六十一年四月一日以前に障害基

礎年金等の支給に関する経過措置)

付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。）が第八条第二項、同法第三十七条の二及び第六十条国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参考して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 国民年金の被保険者であるとき。
二 国民年金の被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。
三 国民年金の被保険者であった者であつて、当該死亡した日が、ベルギー保険期間中であるものであるとき。

四 第七条第一項、国民年金法第二十六条ただし書及び附則第九条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条の規定を參照して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。
五 国民年金法第十八条の二、第十八条の三及び第三十七条の二の規定は、前項の場合について準用する。

六 第十四条の規定は、第一項の規定により支給

する遺族基礎年金の国民年金法第三十八条、第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給）

第六条 ベルギー保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例）

第七条 第七条第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりその効力を有するものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一項の規定による改正前

年金等改正法附則第十九条第一項、同法第四十七条第一項、同法第五十五条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項及び第六十五条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

2 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定による通算老齢年金について準用する。

3 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定

適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日がベルギー保険期間中にあるものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

（施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置）

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したもののが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十九条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

2 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定による通算老齢年金について準用する。

3 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定

による額について、第二十三条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十三条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

（施行日前の障害程度を認定すべき日における障害の状態にある者の障害手当金の支給に関する経過措置）

第十条 障害程度を認定すべき日が施行日前にあらる傷病に係る初診日において、ベルギー保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害程度を認定すべき日に当該傷病により厚生年金保険法第五十条第一項の政令で定める程度の障害の状態において、当該傷病により厚生年金保険法第五十五条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同項の障害手当金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第十九条第二項、同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参照して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。
二 当該傷病に係る初診日が、ベルギー保険期間中にある者であること。

2 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定による通算老齢年金について準用する。

3 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定

による額について、第二十三条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十三条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

2 第二十三条第一項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の厚生年金保険法第五十七条本文の規定による額について、第二十三条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害手当金の同法第五十七条ただし書の規定による額について準用する。
(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金等の支給)

第十一條 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害厚生年金等の支給

法令による障害による傷病又は初診日

が同日前にある傷病による障害(ベルギー保険

期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する

者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の

法令による障害厚生年金又は障害手当金の支給

要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事

項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に

関する経過措置)

第十二条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつてベルギー保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第十九条第三項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者で
あつて、行方不明となつた當時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であると
二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、ベルギー保険期間中にあるものであるとき(前号に該当するときを除く。)
三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、厚生年金保険の被保険者であつた間又はベルギー保険期間中に初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するときを除く。)
4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみます。
5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。
6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。
7 第十八条(第一号から第五号までを除く。)の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。
一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。
二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十四条第一項、第三項及び第五項
三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算又は高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額 第二十二条第一項及び第二項
四 第一項の規定により加算する遺族厚生年金に相当する部分の額 第十四条

9 前各項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合について
五 第一項の規定により支給する遺族厚生年金に相当する部分の額 第十四条第一項及び第二項
六 に昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条
七 第十八条(第一号から第五号までを除く。)の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十四条

は、適用しない。

- 10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)

第十三条 ベルギー保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)

第十四条 第十八条の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。

一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金

三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三

条第一項の規定によりなおその効力を有する

ものとされた旧厚生年金保険法による特例老

齢年金

- 2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十二条第一項及び第二項の規定を参考して政令で定めるところによる。

第十五条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した當時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るもの)を除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日がベルギー保険期間中にあるものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

2 第二項の規定は、前項の規定により支給する障害共済年金の同項後段の規定による金額について、第三十三条第三項から第五項まで及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十二条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(施行日前の退職の日において障害の状態にある者の国共済法による障害一時金の支給に関する経過措置)

第十六条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にある者(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該障害認定日において、國共済組合の組合員である者を除く。が、当該傷病認定日において「國共済法」とい

う。)第八十二条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者

に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

- 2 第二項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定によることについて、第三十三条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金等の支給)

第十八条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前に有する傷病による障害(ベルギー保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金又は障害一時金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族扶養年金の支給に関する経過措置)

第十九条 退職の日が施行日前である者であつて、公務によらない傷病に係る初診日がベルギー保険期間中にあるもの(当該初診日において国家公務員共済組合の組合員であつた者を除く。)が、当該退職の日において、國共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により國共済法第八十七条の五第一項の政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に同項の障害一時金を支給する。ただし、その者が、当該退職

の日において國共済法第八十七条の六各号のい

ずれかに該当する者その他の政令で定める者である場合については、この限りでない。

- 2 第二項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七(後段を除く。)の規定によることについて、第三十三条第二項、第四項及び第七項の規定は前項の規定により支給する障害一時金の国共済法第八十七条の七第一号に掲げる金額の同条後段の規定による金額について準用する。

第四十六条第一項中「第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第九十九条の二第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

第五十一条中「地方公務員共済組合又は」を「地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は」に改める。

第五十二条第一項中「又は共済組合等（国家公務員共済組合）を、全国市町村職員共済組合連合会又は共済組合等（國家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合）に改める。

（私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十四条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第九条」を「第十条」に改める。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条の次に次の二条を加える。

（社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十一条 社会保障に関する日本国とベルギー王

国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十七年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イ」を「第八十九条第一項第一号

イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

認め、本案は可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成十七年六月八日

厚生労働委員長 鶴下 一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、日本とベルギー両国の社会保障制度への二重加入の防止等を目的に締結された「社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定」（以下「協定」という。）を実施するため、公的年金各法及び公的医療保険各法について、被保険者の資格等に関する特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 ベルギーから我が国に一時的に派遣された者等であつて、協定によりベルギー社会保障法令の適用を受ける者等は、公的年金各法及び公的医療保険各法の被保険者としないこと。

目次中「第六章 補則（第三十八条）」を「第六

章 意見公募手続等第三十八条—第四十五条」

に改める。

目次中「第六章 補則（第三十八条）」を「第六

章 意見公募手續等第三十八条—第四十五条」

に改める。

目次中「第六章 補則（第三十八条）」を「第六

章 意見公募手續等第三十八条—第四十五条」

に改める。

目次中「第六章 補則（第三十八条）」を「第六

章 意見公募手續等第三十八条—第四十五条」

に改める。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

口 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうかをはどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

口 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則等をするかど

う。以下同じ。）

右
国会に提出する。
平成十七年三月十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎
行政手続法の一部を改正する法律案

行政手続法の一部を改正する法律
行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則等をするかど

う。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかど

う。以下同じ。）

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則等をするかど

う。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかど

う。以下同じ。）

官報(号外)

四 法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則について定める命令等

五 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件

六 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は命令等を定める機関の判断により公にされるもの以外のもの

第四条に次の二項を加える。

4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等

二 皇室典範(昭和二十二年法律第三号)第二十一条の皇統譜について定める命令等

三 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等

四 国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等(入札の参加者の資格、入札保証金その他の国又は地方公共団体の契約の相手方又は相手方による者に係る事項を定める命令等を除く)並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等(国又は地方公共団体が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲りし、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める命令等であつて、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。)

五 会計検査について定める命令等

六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十一章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる处分に係る命令等を含む。)

七 第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等(これららの法人に対する处分であつて、これらの法人に対する法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す处分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる处分に係る命令等を除く。)

第八条第一項中「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するためには、当該命令等の規定による必要となる当該金銭の額の算定の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後におりても、当該命令等の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報)を含む。以下同じ。の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定める(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもつて組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を

に、「の手続」を「並びに命令等を定める行為に関する手続に改め、同条を第四十六条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の二章を加える。

第六章 意見公募手続等

(命令等を定める場合の一般原則)

第三十八条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。)は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後におりても、当該命令等の実施状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

3 第二項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定める(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもつて組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を

定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

(意見公募手続の特例)

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合(前条第四項第四号に該当する場合を除く)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかるらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。(意見公募手続の周知等)

第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を

実施して命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見(提出意見がなかつた場合にあつては、その旨)

四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む)及びその理由

2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅延なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にしなければならない。

3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の

利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施した場合には、その旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかつた場合において、当該命令等自体から明らかでないと限る。

(公示の方法)

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項(前条において読み替えて準用する場合を含む。)、第四項(前条において準用する場合を含む。)及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に關し必要な事項は、総務大臣が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の行政手続法(以下「新法」という。)第二条第八号に規定する命令等(以下この条において「命令等」という。)を定める機関(以下この条において「命令等制定機関」という。)は、命令等を定めようとするとき

は、この法律の施行前においても、新法第六章

官 報 (号 外)

の規定の例によることができる。この場合において、同章の規定の例により実施した手続は、新法の適用については、当該命令等制定機関が同章の規定により実施したものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、命令等制定機関がこの法律の施行の日から六十日以内に定める命令等については、新法第六章の規定は、適用しない。

(火薬類取締法一部改正)

第三条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三条を削り、第五十二条の二を第五十条三條とする。

(高压ガス保安法一部改正)

第四条 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出しを「(協会の意見の聴取)」に改め、同条中「聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を」を削る。

(ガス事業法一部改正)

第五条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中「若しくは第十八条第二項」を「又は第十八条第三項」に改め、「又は第三十九条の二の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(電気用品安全法一部改正)

第六条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

の規定の例によることができる。この場合にお

いて、同章の規定の例により実施した手続は、

新法の適用については、当該命令等制定機関が

同章の規定により実施したものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合を除き、命令等

制定機関がこの法律の施行の日から六十日以内に定める命令等については、新法第六章の規定

は、適用しない。

(火薬類取締法一部改正)

第三条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三条を削り、第五十二条の二を第五十条三條とする。

(高压ガス保安法一部改正)

第四条 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出しを「(協会の意見の聴取)」に改め、同条中「聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を」を削る。

(ガス事業法一部改正)

第五条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中「若しくは第十八条第二項」を「又は第十八条第三項」に改め、「又は第三十九条の二の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を削り、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(電気用品安全法一部改正)

第六条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

第四十七条から第四十九条まで 削除

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律一部改正)

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の見出しを「(協会の意見の聴取)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「若しくは改廃」を「又は改廃に改め、聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を」を削り、同項を同条とする。

(火薬類取締法等一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第三条の規定による改正前の火薬類取締法第五十三条の規定、附則第四条の規定による改正前の高压ガス保安法第七十五条の規定、附則第五条の規定による改正前のガス事業法第四十八条の規定、附則第六条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第八十九条の規定に基づいて、公聴会を開き、広く一般の意見を聴いたときは、新法の適用については、それぞれ新法第三十九条第一項の規定による手続を実施したものとみなす。

行政手続法の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、政省令などの命令等を定める手続に関し、共通する事項として、意見公募手続等に係る規定を整備することにより行政運営における公正の確保と透明性向上を図ろうとするものである。

2 議案の可決理由

命令等を定める手続に関し、共通する事項として、意見公募手続等に係る規定を整備することにより行政運営における公正の確保と透明性向上を図ろうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十七年六月九日

議院議長 河野 洋平殿

総務委員長 実川 幸夫

意見公募手続として、命令等制定機関は、命令等の案及び関連資料を事前に公示し、三十日以上の意見提出期間を定めて広く一般の意見(情報を含む)を求めなければならないこと。

2 意見公募手続として、命令等制定機関は、命令等の案及び関連資料を事前に公示し、三十日以上の意見提出期間を定めて広く一般の意見(情報を含む)を求めなければならないこと。

3 命令等制定機関は、提出意見を十分に考慮しなければならないこと。

4 命令等制定機関は、命令等の公示と同時期に、提出意見並びにその意見を考慮した結果及び理由等を公示しなければならないこと。

5 公示は、情報通信の技術を利用する方法により行うこと。

6 意見公募手続等をすべての命令等に適用することは適切でないことから、一定のものについては適用除外とすること。

7 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

9 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

命令等を定める手続に関し、共通する事項として、意見公募手続等に係る規定を整備することにより行政運営における公正の確保と透明性向上を図ろうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十七年六月九日

議院議長 河野 洋平殿

総務委員長 実川 幸夫

意見公募手続として、命令等制定機関は、命令等の案及び関連資料を事前に公示し、三十日以上の意見提出期間を定めて広く一般の意見(情報を含む)を求めなければならないこと。

2 意見公募手続として、命令等制定機関は、命令等の案及び関連資料を事前に公示し、三十日以上の意見提出期間を定めて広く一般の意見(情報を含む)を求めなければならないこと。

3 命令等制定機関は、提出意見を十分に考慮しなければならないこと。

4 命令等制定機関は、命令等の公示と同時期に、提出意見並びにその意見を考慮した結果及び理由等を公示しなければならないこと。

5 公示は、情報通信の技術を利用する方法により行うこと。

6 意見公募手続等をすべての命令等に適用することは適切でないことから、一定のものについては適用除外とすること。

7 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

8 この法律は、公布の日から起算して一年を

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十七年六月十日 衆議院会議録第二十九号

発行所
二東京一 獨立番號〇
行政區五 法人虎ノ門四 國立印丁目
立都港区八 人國立門四五 印丁目
印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
三三〇円)
一部